

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の 施策に係る取組状況

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の施策に係る取組状況
第3章「南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策」

節	項	施策	目標	具休目標	最新数値（時点）	母集団	定義	これまでの取組状況 (進捗状況の自己点検・評価を含む)	担当府省庁
第1節 地震対策	1 建築物の耐震化等	国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保、緊急地震速報の精度向上等に重点的に取り組む。	①住宅等の耐震化【国土交通省】 昭和56年以前に建築された建築物には十分な耐震性を有していないものがあることから、引き続き、耐震化の必要性に関し、所有者等への普及啓発や、耐震改修等に対する支援等の取組みを地方公共団体と連携して進め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を図る。	・住宅の耐震化率平成27年9.0%、令和2年9.5%、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消（全国）することを旨とする。（平成20年推計値約7.9%（全国）） ※住宅生活基本計画（R3.3閣議決定）において、新たな目標を「概ね解消（R12）」と設定	約90% (令和5年)	全国	住宅の総戸数に対し、耐震性を有する住宅の戸数の割合	・社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による融資、税制優遇により、住宅の耐震化を促進した。また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、個別の事情に応じた相談など、一層積極的な取組を行うよう要請した。 加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和12年までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消」とした。	国土交通省
			②家具の固定【内閣府、消防庁】 ・住宅内の安全確保のため、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、ウェアサイト、パンフレットなどにより家具の固定についての周知を図る。	・多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年9.0%、令和2年9.5%（全国）を旨とする。（平成20年推計値約8.0%（全国））なお、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性が不十分なものを概ね解消（全国）することを旨とする。	多数の者が利用する建築物：約89%（平成30年） 耐震診断義務付け対象建築物：約72% (令和6年3月31日) (うち要緊急：約93%)	多数の者が利用する建築物：全国 耐震診断義務付け対象建築物：全国	多数の者が利用する建築物の総棟数に対し、耐震性を有する建築物の棟数の割合 耐震診断義務付け対象建築物：耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の総棟数に対し、耐震性を有する建築物の棟数の割合 ※耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物（要緊急）： 平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物（要安全）： 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。	・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象建築物（耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物（要緊急、要安全））には、重点的な支援を行った。 また、令和3年度に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物（要緊急、要安全）には、重点的な支援を行った。 また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物に対する指導・助言など一層積極的な取組を行うよう要請した。 加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。	国土交通省
			③学校の耐震化【文部科学省】 ・地震発生時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の安全な避難所としての役割を担う学校施設の耐震化を図る。また、併せて天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を推進する。	・公立学校については、令和2年度までに耐震化の完了を旨とする。（平成30年4月時点9.2%（全国））	35.9% (調査期間：令和4年9月1日～10月9日)	全国18歳以上の日本国籍を有する者	家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している割合	・家具の固定の重要性について、パンフレット、都道府県、政令指定都市宛ての事務連絡や政府広報ラジオ番組の放送などで周知を行った。また、世論調査を令和4年度に実施し、家具の固定率を調査を実施した。	内閣府（防災）
				・公立学校については、令和2年度までに耐震化の完了を旨とする。（平成30年4月時点9.2%（全国））		全国の公立小中学校施設	家具の固定について、具体的な家具の転倒防止対策を含んだ内容についての記事を定期的に掲載し、地震被害軽減を啓発した。 ・また、インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場の提供を目的とした消防庁の「防災・危機管理e-カレッジ」に家具の転倒防止に関する動画を掲載している。 ・さらに、消防庁のホームページにおいても、家具転倒による被害の事例や、家具の配置の工夫、具体的な固定方法などを紹介するサイトを設けて、注意喚起周知を図ってきた。	消防庁	
				・公立学校については、令和2年度までに耐震化の完了を旨とする。（平成30年4月時点9.2%（全国））	構造体の耐震化率：99.9% 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：99.6% (令和6年4月1日)	全国の公立小中学校施設	構造体の耐震化率：全国の公立小中学校の建物の総棟数に対する構造体の耐震化が完了している棟数の割合 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：全国の公立小中学校の屋内運動場等の総棟数に対する吊り天井等の落下防止対策が完了している棟数の割合	・耐震化事業を行う設置者に対して、必要な財政支援を行うとともに、耐震化の完了に向けた通知の発出や都道府県毎に実施される市町村説明会等の各種機会を通じた耐震化要請を毎年実施。 その結果、令和6年4月1日現在、公立小中学校の構造体の耐震化率は99.9%、屋内運動場等の落下防止対策実施率は99.6%となり、構造体の耐震化は概ね完了した。	文部科学省

<p>・国立大学法人等については、早期の耐震化の完了を目指す。なお、学校設置者が令和2年度までに計画している施設の耐震化を完了する。(平成30年5月時点98.7%(全国))</p>	<p>構造体の耐震化：99.9% 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：99.8% (令和6年5月1日)</p>	<p>各国立大学法人等の施設</p>	<p>国立大学法人等の対象施設保有面積に対する耐震性のある建物の割合 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：国立大学法人等の屋内運動場等の室数に対して対策実施済の吊り天井の割合</p>	<p>・国立大学法人等施設設置者からの耐震化事業要求に対して、必要な財政支援を行うとともに、耐震化の完了に向け、耐震化強請を実施した。</p>	<p>文部科学省</p>
--	--	--------------------	---	---	--------------

<p>国、地方公共団体、関係事業者等が、地震発生時に、電気が原因となる火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及を図る。また、感震ブレーカーの有効性、信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について推進する。また、自動的に入力した火災対策及び緊急地震速報等を利用した火災防止技術の普及、安全な電熱器具等の普及を促進する。</p>	<p>②電気に起因する火災の防止【内閣府、消防庁、経済産業省】 ・大規模地震発生時に、電気が原因となる火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及を図る。また、感震ブレーカーの有効性、信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について推進する。また、自動的に入力した火災対策及び緊急地震速報等を利用した火災防止技術の普及、安全な電熱器具等の普及を促進する。</p>	<p>・多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%、令和2年95%（全国）を目指す。（平成20年推計値約80%（全国））なお、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性が不十分なものを概ね解消（全国）することを目指す。</p>	<p>多数の者が利用する建築物：約89%（平成30年） 耐震診断義務付け対象建築物：約72%（令和6年3月31日）（うち要緊急：約93%）</p>	<p>多数の者が利用する建築物：全国 耐震診断義務付け対象建築物：全国</p>	<p>多数の者が利用する建築物の総棟数に占める耐震性を有する建築物の棟数の割合 耐震診断義務付け対象建築物：耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数に占める割合 ※耐震診断義務付け対象建築物・要緊急安全確認大規模建築物（要緊急）：平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物（要安全）：地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後とも対象自体が追加されるもの。</p>	<p>多数の者が利用する建築物の総棟数に占める耐震性を有する建築物の棟数の割合 耐震診断義務付け対象建築物：耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数に占める割合 ※耐震診断義務付け対象建築物・要緊急安全確認大規模建築物（要緊急）：平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物（要安全）：地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後とも対象自体が追加されるもの。</p>	<p>・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象建築物（耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物（要緊急、要安全））には、重点的な支援を行った。 また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に對し、耐震診断義務付け対象建築物に對する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。 加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>③電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】</p>	<p>④地震に対する初期消火対策【消防庁】 ・地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎カーテン等の防炎品、住宅用消火器やエアソーラー式簡易消火具の普及を促進する。</p>	<p>・電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100%（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。</p>	<p>100%（令和6年3月31日）</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業（全国）</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業の安全装置付機器の販売割合</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業の安全装置付機器の販売割合</p>	<p>・大規模地震時の電気火災の発生危険性及びその対策を周知するための動画を内閣府ホームページに公表している。 ・春・秋の全国火災予防運動などの機会を通じ、各消防本部に、感震ブレーカーの普及啓蒙に取り組んでいる。また、消防庁においては、地震火災に関する動画を公開するなどし、感震ブレーカーの普及促進を図っている。令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、消防庁では国土交通省と共同で「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、感震ブレーカーの普及促進を含む地震火災対策をとりまとめた。また、災害対策基本法に基づき防災基本計画（令和6年6月28日修正）において、感震ブレーカーの普及が盛り込まれた。これらに踏まえ、消防庁では、感震ブレーカーの普及促進に関する検討会を開催し、感震ブレーカーの普及促進に関する具体的な取組を進めている。</p>	<p>内閣府（防災） 消防庁</p>
<p>住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。</p>	<p>③電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】</p>	<p>・電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100%（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。</p>	<p>100%（令和6年3月31日）</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業（全国）</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業の安全装置付機器の販売割合</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業の安全装置付機器の販売割合</p>	<p>・経済産業省のHPに、感震ブレーカーのパンフレット等を掲載し、一般家庭の設置者等に対し、普及に向けた情報提供を実施した。 ・地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関して技術基準省令解釈を改正した。 ・大規模地震時に、水槽が転倒する等の理由によりヒーターが空気に露出した状態となったため地震後の停電復旧時にヒーターが過熱し、可燃物が接触していたため火災となった事例が報告されているため、鑑賞魚用ヒーターが空焚き状態となった場合であっても、ヒーターの外側表面温度が400℃以下であることを、更に試験紙が発火しないことを確認する基準を追加した（平成27年7月24日改正・施行） ・電気ストーブについて、震災時の電気火災対策として、転倒時の安全対策を義務付ける改正を行った（平成29年7月3日 改正・施行）。</p>	<p>経済産業省 経済産業省</p>
<p>住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。</p>	<p>④地震に対する初期消火対策【消防庁】 ・地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎カーテン等の防炎品、住宅用消火器やエアソーラー式簡易消火具の普及を促進する。</p>	<p>・電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100%（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。</p>	<p>100%（令和6年3月31日）</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業（全国）</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業の安全装置付機器の販売割合</p>	<p>地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する関係する工業系企業の安全装置付機器の販売割合</p>	<p>・春・秋の全国火災予防運動、住宅防火・防災キャンペーン及び住宅用火災防災推進シンポジウム等の機会を通じ、各消防本部等による住宅用火災警報器、防炎品、住宅用消火器等の普及啓蒙に取り組んでいるほか、住宅防火に関する動画の作成及び公開による広報活動を行っている。 ・令和6年秋季全国火災予防運動では、「地震火災対策の推進」を重点推進項目に掲げ、感震ブレーカーの普及促進の他、家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火災設備、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器等の普及について全国の消防本部等による広報活動を実施している。</p>	<p>消防庁</p>

<p>国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアソール式簡易消火用具の設置等の消火設備の保有の促進や消火設備の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲組織等の充実、消防団自主防災組織等の充実、消防水利の確保等を図る。</p>	<p>・大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めたとする充実・強化を図る。</p>	<p>・大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。</p>	<p>⑤常備消防力の強化【消防庁】 ・消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備を行う。</p>	<p>⑥消防団の充実・強化【消防庁】 ・地域防災体制の中核的存在である消防団について、団員数の増加に努める。</p>	<p>・消防団の避難誘導や救助活動を安全に行うために必要な資機材、車両、施設等の整備充実及び教育訓練の充実を図る。</p>					<p>消防庁</p>
<p>・春・秋の全国火災予防運動、住宅防火・防災キャンペーン及び住宅防火防災推進シンポジウム等の機会を通じ、各消防本部等による住宅用火災警報器の普及啓蒙等の普及啓蒙に関する活動の作成及び公開による広報活動を行っている。</p> <p>・令和6年秋季全国火災予防運動では、「地震火災対策の推進」を重点推進項目に掲げ、感震ブレーカーの普及推進の他、家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及について全国の消防本部等による広報活動を実施している。</p>					<p>消防庁</p>					
<p>・大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めたとする充実・強化を図る。</p>					<p>消防庁</p>					
<p>⑤常備消防力の強化【消防庁】 ・消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備を行う。</p>					<p>消防庁</p>					
<p>⑥消防団の充実・強化【消防庁】 ・地域防災体制の中核的存在である消防団について、団員数の増加に努める。</p>					<p>消防庁</p>					
<p>・消防団の避難誘導や救助活動を安全に行うために必要な資機材、車両、施設等の整備充実及び教育訓練の充実を図る。</p>					<p>消防庁</p>					

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における水道の早期復旧を図るため、応急給水及び応急復旧に関して、日本水道協会の構成団体（水道事業者等）による全国規模の応援体制が構築されている。 ・これまでの災害時においては、上記応援体制が機能したことで、水道の早期復旧が図られている。 ・また、適切な応援体制の確保に向けた支援のため、令和2年2月27日付で、国土交通省に対する、より詳細な被害情報の報告を都道府県に依頼している。 	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時の電力設備復旧にあたり、道路啓開等の速やかな実施のため、関係省庁への協力要請等の対応を実施するほか、関係者との密な連携、情報共有のため、保安監理部等から必要に応じてリエゾン派遣を検討、実施。 ・ガス関係報告規則等に基づき、事業者から供給支障等の報告を受ける他、ガス防災支援システムにより供給支障状況を迅速に把握する体制を構築。 ・ガス事業法に基づく災害時連携計画等に基づき、一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を構築。 ・被災時のガス供給停止及びガス工作物の被害の状況並びに復旧見通しに係る情報収集等を迅速に行うため、保安監理部等から必要に応じてリエゾンを派遣する体制を構築している。 	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時においても下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの策定を推進。（概ね100%を策定済）。近年発生した大規模災害の対応等を踏まえて、下水道BCP策定マニュアルを改訂した（直近は令和5年4月に改訂）。 	国土交通省
	<p>【中防防災無線関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震発生時の対応のため各地域に設置された政府現地対策本部施設と震が関とのネットワーク（防災情報の交換やテレビ会議等で利用）の耐震施工、多重化及び非常用電源設備等による情報インフラ機能確保を推進。 	内閣府（防災）
	<ul style="list-style-type: none"> ・カバメントソリューションサービス（デジタル庁における庁内LANシステム）においては、商用電源及び商用電話回線が復旧されるまでの1週間程度の間も、バックアップ回線のモバイル化によりインターネットは維持されており、クラウドサービスへの接続は可能である。 ・また、クラウドサービスにより保存されるデータは、同時被災しない関係を持つ異なるリージョン間で二重化することにより可用性を確保している。（業務継続計画より抜粋） 	デジタル庁
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備の整備や燃料確保等の対策は適切に実施されている。また、庁舎に基地局を作るなど、携帯電話不感地帯の縮小のための対策も実施している。 ・安否確認についても、毎年数回の訓練において、職員へその利用方法を周知している。 	宮内庁
	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省においては、事業用電気通信設備規則第二章に基づき、電気通信設備の耐震化、伝送路設備の多ルート化、非常用発電設備の整備・燃料の確保等の対策を義務づけている。また、電気通信事業者が実施する災害用伝言サービスについても総務省中等を通じて周知を行っている。制度に基づき必要な対策を求めるとともに、事業者の災害用伝言サービスについても必要な周知を行っており、災害に備えた取組が図られている。 ・また、平成20年度より、携帯電話等の不感地帯を縮小するための補助事業を継続して実施している。近年、道路などの非居住地域においても、国民の利便性向上や安全・安心の確保の観点から携帯電話サービスの重要性が増しているため、令和5年4月に改訂された「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に5G等による道路カバー率を整備目標として掲げ、取組を一層強化していくところ。 	総務省
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段の多重化として、幹部については災害時優先回線に登録した他、携帯電話が途絶となる場合にも使用できるMCA無線を配備した。本省に設置している非常用発電設備のメンテナンスを行い、1週間分の電力を供給できる十分な燃料を燃料タンクに確保している。省員の安否確認システムを導入しており、定期的に周知を行い、システムへの登録率100%を達成できるよう努めている。安否確認システムについては、以前は年1回のBCP訓練の際に登録の周知や安否確認システムへの送信訓練を行ってきたが、年に複数回の周知と訓練を実施しており、新入職員や未登録の職員に直接登録を依頼している。当省では特に在外公館職員が帰国して本省勤務となる際に、新規に登録する必要があるため、帰国した職員には登録案内の用紙を配布して登録を働きかけている。結果として、常時、本省省員の90%程度の登録を維持できている。 	外務省
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に国土地理院共同利用電子計算機システムを導入する際、免震構造のサーバー室に情報システムを構築し、別棟である宇宙測地観測バックアップ装置を設置している。 ・平成24年3月に対象となる施設の免震化、耐震化済み ・令和3年3月に非常用発電設備の燃料保管施設を完成済み ・平成28年3月に茨城県石油業協同組合と協定を締結済み 	国土地理院

通信等の情報インフラの機能を確保するため、国、地方公共団体、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化、ネットワークの多重化や非常用発電設備の整備・燃料の確保等の機能停止に至らない対策を進めるほか、携帯電話等の不感地帯の縮小、安否確認手段の周知等を図る。

第2節 津波対策	1 津波に強い地域構造の構築	<p>交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、道路橋、鉄道高架橋等の岸壁改修、鉄道施設の耐震改修等を促進することにも、交通機能が寸断することがないよう輸送や水上輸送ネットワークも他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進める。</p>	<p>④航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】 ・灯台の倒壊・損壊を防止するため、アンカーボルト等を保護し、海水の浸入防止対策を図る。</p>					海上保安庁	
		<p>沿岸管理者、河川管理者等は、最新の知見に基づいたレベル1の津波に対応できるよう、必要に応じて、海岸堤防等の整備計画を見直し、海岸堤防等の備、水門、陸間等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進を図る。国、地方公共団体等は、津波エネルギーの減衰等の効果が期待される海岸防炎林の整備を推進する。また、津波が海岸堤防等を越流した場でも、後施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等の整備のための技術開発を推進する。</p>	<p>③海岸保全施設整備の推進【農林水産省、国土交通省】 ・津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、閉口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。</p>	<p>・南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率令和2年度約75%を目指す。(平成26年度約37%)</p>	約67% (令和3年3月)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等	堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長の割合	<p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和6年度末までに、対象となる461基のうち428基(約93%)に海水侵入防止対策を実施予定であり、目標達成に向け順調に進捗している。 (令和5年度末時点：413基実施)</p> <p>【道路】 ・大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等の耐震補強を推進。 緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強は、令和7年度までに耐震化率84%の達成を目標としている。 (令和4年度末の進捗率約81%)</p> <p>【鉄道】 ・平成27年度より、南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進している。進捗率は概ね100%となっており、目標達成に向け順調に進捗している。 ・毎年度実施している業務監査において、代替輸送に係る他モードとの連携状況について確認を行っている。</p> <p>【空港】 ・滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合については、70% (令和2年度) から78% (令和5年度) へと目標値達成に向けて順調に推移している。</p> <p>・災害時における施設の早期復旧等を図るため、各空港で策定された空港BOP (A2 (Advanced/Airport) -BOP) において早期復旧計画を策定し、新幹線や高速道路等、線状のインフラを必要とすると耐震輸送の一部を代替輸送ネットワークの維持や緊急物資輸送の確保の観点から、大規模地震発生時の海上交通ネットワークの確保のための港湾施設の耐震化等の推進</p>	
				<p>・南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率令和2年度約77%を目指す。(平成26年度約32%)</p>	約65% (令和3年3月)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等	耐震対策が必要とされた治水上の重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所の割合	<p>・水門・樋門等の耐震化対策を実施 R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所(約65%)以外の箇所においても工事に着手するなど、事業は着実に進捗している。</p>	国土交通省
				<p>・南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の整備率令和2年度約69%を目指す。(平成26年度約39%)</p>	65% (令和3年3月31日)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等(「日本千島推進地域」「南海トラフ推進地域」「首都直下緊急対策区域」及び海抜ゼロメートル地域等を指す)	背後地に重要な保全対象等がある海岸堤防等の延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している海岸延長の割合	<p>・地震・津波による被害の防止・軽減を図るため、農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し耐震性能調査に要する経費を追加した。 ・地震・津波による被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を実施した。</p>	農林水産省 国土交通省
				<p>・南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸間等の自動化・遠隔操作化の整備率令和2年度約82%を目指す。(平成26年度約43%)</p>	85% (令和3年3月31日)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震(「日本千島推進地域」「南海トラフ推進地域」及び海抜ゼロメートル地域等を指す)	自動化・遠隔操作化等の対策が必要な水門・樋門等のうち、対策を実施した施設の割合	<p>・平成26年度から農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し、水門・陸間等の整備・運用計画策定に要する経費を追加した。 ・水門・陸間等の統廃合、自動化・遠隔操作化等を実施した。</p>	国土交通省 農林水産省

<p>国、地方公共団体等は、地震発生時に重要な役割を担う行政機関施設、学校、要配慮者に関する社会福祉施設や医療施設等の施設の耐震強化等を推進すること、津波避難のための避難路や避難場所の整備等の対策も動や要配慮者施設を周辺の高台等への浸水の危険性の低い場所に移転するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえ、津波対策を講じる。また、レベル2の津波への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地方公共団体は、地域の実情や将来像等を踏まえ、土地利用計画を事前に策定する。</p>	<p>②津波避難施設（津波避難ビル等）の指定【内閣府、消防庁】 津波避難ビル等のガイドラインの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。</p>	<p>98% (令和5年4月時点)</p>	<p>津波避難ビル等を指定している市町村の割合100%（付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する全国の市町村）を目標とする。（参考平成23年全国（岩手県、宮城県、福島県を除く）の沿岸市町村に対する指定市町村率28%）</p>	<p>海岸線を有する市区町村、湖上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村（避難指示が継続中の大熊町は除く）</p>	<p>左記のうち、付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する市町村において津波避難ビル又は津波避難タワー等を指定している、または災害対策基本法に基づき指定緊急避難場所（津波）を指定している市区町村の割合</p>	<p>平成29年7月に全国各地で指定が進められている津波避難ビル等の優良な取組を「事例集」としてとりまとめ、併せて、津波避難ビル等に係る各種規定等を整理し、自治体へ周知・依頼することにより、津波避難ビル等の指定を推進している。 また、津波防災の重要性については、毎年津波防災イベントを実施し、普及啓発を行っている。 平成25年6月の災害対策基本法の改正で指定緊急避難場所の指定が規定された。自治体に対し、指定緊急避難場所の指定に関する手引きを作成・公表するとともに、促進を図るための通知等を適宜発出している。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
<p>④官庁施設の津波対策【国土交通省】 津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。</p>						<p>津波避難ビル等の指定については、市町村が策定する津波避難計画において、津波避難ビルの指定に努める旨を記載するよう要請するとともに、津波避難計画の策定に対して地方財政措置を講じてきている。また、定期的に市町村における津波避難計画の策定状況等の調査を行い、その調査結果を地方公共団体に周知する際に、指定緊急避難所、津波避難ビル等の指定・整備を地域の実情に応じて適切に行う旨を要請してきている。</p>	<p>消防庁</p>
<p>⑤航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】（再掲） 灯台の倒壊・損壊を防止するため、アンカーボルト等を保護し、海水の浸入防止対策を図る。</p>						<p>津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上陸設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>①津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施【内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁】 津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進、海底地帯の津波浸水想定や市町村地域別の津波浸水想定や市町村地域別の津波浸水想定を踏まえ、津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することにより、住民の防災意識の向上を図る。</p>				<p>南海トラフ推進地域の津波災害警戒区域を含む市町村</p>	<p>南海トラフ推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村のうち、基準水位または津波浸水想定の高水深を表示した津波ハザードマップを作成し訓練を実施した市町村の割合</p>	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和6年度末までに、対象となる461基のうち428基（約93%）に海水浸入防止対策を実施予定であり、目標達成に向け順調に進捗している。（令和5年度末時点：413基実施）</p>	<p>海上保安庁</p>
<p>2. 安全で確実な避難の確保</p>				<p>南海トラフ推進地域の津波災害警戒区域を含む市町村</p>	<p>南海トラフ推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村のうち、基準水位または津波浸水想定の高水深を表示した津波ハザードマップを作成し訓練を実施した市町村の割合</p>	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和6年度末までに、対象となる461基のうち428基（約93%）に海水浸入防止対策を実施予定であり、目標達成に向け順調に進捗している。（令和5年度末時点：413基実施）</p>	<p>国土交通省</p>
<p>①津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施【内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁】 津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進、海底地帯の津波浸水想定や市町村地域別の津波浸水想定を踏まえ、津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することにより、住民の防災意識の向上を図る。</p>				<p>南海トラフ推進地域の津波災害警戒区域を含む市町村</p>	<p>南海トラフ推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村のうち、基準水位または津波浸水想定の高水深を表示した津波ハザードマップを作成し訓練を実施した市町村の割合</p>	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和6年度末までに、対象となる461基のうち428基（約93%）に海水浸入防止対策を実施予定であり、目標達成に向け順調に進捗している。（令和5年度末時点：413基実施）</p>	<p>国土交通省</p>
<p>内閣府（防災）</p>						<p>「世界津波の日」・「世界津波の日」の前後の期間を中心に、全国各地で津波避難訓練が実施されている。</p>	<p>内閣府（防災）</p>

<p>第3節 総合的な防災体制</p> <p>1 防災教育・防災訓練の充実</p>	<p>災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解しておくことが重要である。また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返し活かすことである。このため、国、地方公共団体の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。</p>	<p>①防災研修の推進【内閣府、消防庁】</p> <p>・防災研修の推進により、地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上を図る。</p>					<p>警察庁</p> <p>外務省</p> <p>財務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>海上保安庁</p> <p>内閣府（防災）</p> <p>消防庁</p>
<p>・都道府県警察は、各自治体と協力しながら、訓練を実施しており、特に「津波防災の日」には住民も参加して避難誘導訓練を行うなど、避難行動の普及啓発に努めている。</p> <p>警察庁は毎年「総合防災訓練大綱」「防災週間」及び「津波防災の日」の中央防災会議決定を受け、全国警察に訓練の推進について通達を発出し、訓練への取組みを働きかけている。</p> <p>・外務省としては、在日外国公館や在日外国人から災害情報等の照会があった際には、多言語にて災害情報を発信しているサイト等の紹介を行う。また、東京都と連携し、東京都が毎年開催している在日大使館向け防災説明会にて多言語の災害情報サイトについて周知している。本年度（令和6年度）は11月15日に外務省と東京都で共催し、関係省庁の他NHKも出席し、在日大使館や在日外国人が利用できる災害・防災情報ツールについて在日大使館や国連機関等に周知された。</p> <p>・災害時における安否確認や参加指示が可能な「緊急時情報連絡システム」を導入しているほか、衛星携帯電話やMCA無線の導入等、通信手段の多重化も行っている。</p> <p>・また、財務省BCPや省内各部署の非常時優先業務マニュアル等の情報集約訓練を行っているとともに、毎年、全職員を対象とした安否確認訓練や、地方支分部局からの情報集約訓練を実施している。</p>	<p>・「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』を作成・公開し、「学校安全実行担当者連絡協議会」において、各都道府県・指定都市教育委員会等の学校安全担当者に対して、各学校の危機管理マニュアルに防災教育及び訓練の実施について記載し、実行する必要があることを伝達した。また、教育委員会職員や教職員を対象とした「学校安全基礎セミナー」や「学校安全ワークショップ」において、危機管理マニュアルの作成・見直しに関する講義を実施した。</p>	<p>【本省】</p> <p>・省内で、災害発生時にも緊急連絡が可能な体制を組んでいる。また、災害発生時の緊急連絡を想定した訓練を行っている。</p> <p>【医療施設】</p> <p>・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を整備している。</p>	<p>・災害時に对外広報を行う広報班において、省内防災訓練の企画調整及び訓練への防災担当官の参加を通じて、体制の構築・改善を行った。省内訓練を通じて、体制の確認、課題抽出、今後の方向性に関する検討を行い、関係者間での連携を強化した。</p>	<p>・重要港湾、船舶交通のふくそう海域等から選んだ109海域について、優先順位をつけ、南海トラフ地震の被害最大モデルを用いた津波防災情報図の整備と提供を実施した。</p>	<p>・平成26年度より、全国の市特別区長及び町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催することともに、令和2年度より、地方公共団体の防災責任者等を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」等を毎年実施している。更に、地域防災力の強化に向け、平成25年度より、国・地方公共団体等の職員を対象とした「防災スペシヤリスト養成」有明の丘研修等を毎年実施している。</p>	<p>・市町村長が災害の警戒段階から発生直後に至る重要な局面で、的確かつ迅速な判断・指示を行えるよう、災害対応力の強化を図ることを目的に、様々な状況を付与するシナリオ非提示型の訓練を平成30年度から毎年実施することともに、災害を体験した市長による講演を含む「全国防災・危機管理トップセミナー」を平成26年度から毎年実施するなど、市町村長の防災対応力の向上に向けた取組を実施してきた。</p> <p>・また、地方公共団体の防災対応力の向上を図るため、地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象とした研修のほか、専任の防災担当職員がいない又は少数の市町村（小規模市町村）における災害発生時における初動対応力の向上を図るため、地震や土砂災害などを想定した災害対策本部運営訓練（図上訓練）を実施してきた。</p>	

<p>②防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省】</p> <p>・ 防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。</p>				<p>・ 令和6年度より、防災意識の向上を図るべく、防災ポスターコンクールを実施。平成16年度からは、全国の防災教育に意欲を持つ団体・学校・個人等から防災教育チャレンジプランを募集し、令和5年度末時点で延べ350件以上の取組事例の支援を実施。また、平成28年度には教育コンテンツの作成・提供（自助・共助の重要性を啓発する動画をホームページへ掲載）を行った。</p> <p>さらに、地区居住者等が普段から地域の災害リスクを把握し、計画を立てるなどの「地区防災計画」の策定を推進している。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
	<p>消防庁</p>			<p>・ 地域防災力の確保のためには従来の担い手確保が喫緊の課題であるため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団が主体的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう、文部科学省と連携し、市町村に要請している。</p> <p>・ 地方公共団体における防災教育と連携した取組や保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニケーションスキル（学校運営協議会制度）の仕組みを活用した取組などについて「消防団の力向上モデル事業」により支援し、優良事例として横展開を図ること幅広くPRを行うとともに、様々な講演や説明会等の機会を捉え、コミュニケーションスキルの活用に向けた取組等について市町村に対して周知している。</p>	<p>文部科学省</p>
				<p>・ 学習指導要領の改訂に合わせて『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を作成し、教職員等向けの研修会等を実施して、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に着むことができよう、地域の特性等に応じて教育課程を編成するよう促した。「学校安全の推進に関する取組状況調査」において、災害安全について指導していると回答した学校の割合94.9%（令和3年度実績）</p>	<p>国土交通省</p>
		<p>60%（令和5年度）</p>	<p>・ 津波防災訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、津波防災訓練を毎年実施する市町村の割合100%（推進地域の全沿岸市町村）を目指す。</p>	<p>・ 津波防災訓練の実施【内閣府、消防庁、国土交通省】</p> <p>・ 各市町村において、津波避難訓練を実施する。</p> <p>・ 国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸間等の閉鎖訓練、救助・救護訓練、道路障害物・港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練等の津波防災訓練を毎年実施する。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
	<p>左記に対する令和5年度に1回以上津波避難訓練を実施した市町村の割合</p>	<p>推進地域において、海岸線を有する市区町村、海岸線が有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村</p>		<p>・ 毎年度、総合防災訓練大綱を策定し、政府においては、緊急地震速報訓練や地方公共団体等と連携して地域住民を対象とした地震・津波防災訓練を10か所程度で実施している。</p> <p>・ 地方公共団体等に対しては、総合防災訓練大綱等により、津波災害を踏まえた訓練の実施を促しており、また、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動等を積極的に加えるよう促している。</p> <p>・ 11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後の期間を中心に、全国各地で津波避難訓練が実施されている。</p>	<p>消防庁</p>
				<p>・ 避難訓練の実施については、市町村が策定する津波避難計画において、避難訓練の実施体制・内容を記載するよう助言するとともに、津波避難計画の策定や津波避難訓練の実施に対して地方財政措置を講じてきている。</p> <p>また、定期的に市町村における津波避難計画の策定状況等の調査を行い、その調査結果を地方公共団体に周知する際に、具体的かつ実践的な訓練を行うことに努める旨を要請してきている。</p> <p>さらに、地方公共団体による実践的な訓練が行われるよう、地方公共団体に総合防災訓練大綱を周知してきている。</p>	<p>国土交通省</p>
				<p>・ 毎年「津波の日」にあわせた時期に、地方公共団体等と連携し、南海トラフ巨大地震による津波を想定した大規模津波防災総合訓練が実施されており、目標は達成できている。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
<p>2 ボランティアとの連携</p>	<p>国及び地方公共団体は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等）の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p>			<p>・ 多様な主体間における連携促進のための研修会を毎年開催し、災害時の円滑なボランティア活動の実施に向けた環境整備を進めている。</p> <p>また、全国域の災害中間支援組織であるJVOADと令和元年5月にタイアップ宣言をし、平時から全国域での連携強化に努めるとともに、JVOADが進める都道府県域の中間支援組織の育成に協力している。</p> <p>都道府県域において、三者連携の設置や中間支援組織の育成が進んでおり、ボランティアが活動するための環境整備が着実に進んでいる。</p>	<p>内閣府（防災）</p>

<p>国及び地方公共団体は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録・研修制度、災害時における防災ボランティア活動の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供、情報共有会議の整備・強化を、研修会や訓練を通じて推進するものとする。</p>					<p>多様な主体間における連携促進のための研修会を開催し、災害時の円滑なボランティア活動の実施に向けた環境整備を進めている。 近年発生した災害の被災地では、被災者支援を行う多様な主体が参加する情報共有会議が実施されることが多く（令和5年度は、石川県で実施）、都道府県域において、多様な主体が連携して活動するための環境整備が着実に進んでいる。</p>	内閣府（防災）
<p>国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力して情報を共有する場を設置するなどし、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付け、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するものとする。</p>				<p>近年発生した災害の被災地では、被災者支援を行う多様な主体が参加する情報共有会議が実施されることが多く（令和5年度は、石川県で実施）、被災地ニーズの共有、支援者側の情報共有が行われている。 また、令和3年9月には、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するため、自治体と社会福祉協議会が協定を締結するなど、同センターの設置予定場所をあらかじめ定めておくこと等を推進するための通知を都道府県に発出した。 被災者支援を行う多様な主体が参加する情報共有会議では、支援者の専門性を活かした活動調整が行われており、専門能力を有する団体・個人がその能力を効果的に活かす仕組みづくりが着実に進んでいる。</p>	内閣府（防災）	
<p>国及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地方公共団体は、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるものとする。</p>				<p>平成31年4月に内閣府（防災）、環境省、全国社会福祉協議会、全国災害ボランティア支援団体ネットワークの連名で、「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について」を發出し、都道府県、都道府県社会福祉協議会、NPO等に対して、連携体制の構築や、分別・排出方法の周知について、依頼した。災害発生時には、同通知を被災自治体等に發出し、あらかじめ周知を図っている。 環境省では社会福祉協議会やボランティア関係NPO団体と平時から連携し、発災時の被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係る連絡体制を構築している。</p>	内閣府（防災） 環境省	
<p>地方公共団体は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえて、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるものとする。</p>				<p>災害廃棄物対策指針において、災害廃棄物（片付けごみ）の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時などを住民、ボランティアに周知することを記載しているほか、大規模災害発生時には同様の内容を盛り込んだ事務連絡を發出している。</p>	内閣府（防災） 環境省	
<p>3 総合的な防災力の向上</p>				<p>平成27年12月に「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」をとりまとめた。この報告書では、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した際に想定される長周期地震動による超高層建築物の揺れ、超高層建築物における最上階の揺れ、構造躯体への影響、室内の家具の移動・転倒、人の行動への影響等を評価し、必要となる対策についてとりまとめた。 平成28年3月、「災害種別避難誘導標準システム（JIS Z9098）」等が、日本工業規格（JIS）※で制定・改正されたのを受け、関係府省庁等による避難場所等の整備取組について、消防庁とともに全国の地方公共団体に対し周知を実施した。 また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催においては、外国人旅行者向け多言語対応の一環として同取組を実施した。 一方、経産省では国際的な避難誘導システムとしての標準化を目指し、同規格をISOに提案した。令和4年2月のISO発行（ISO22578）を受け、ISO22578とJIS Z9098の間に生じた差異の確認ならびに整合性を図るための委員会が令和4年度に設置されたことから、内閣府を代表して委員として参画し、JIS Z9098の適切な改正を目指しているところである。 ※令和元年7月に日本産業規格（JIS）に名称変更</p>	内閣府（防災） 環境省	

2 救助・救急対策	<p>国、地方公共団体等は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班、さらには、これらとの救助・救急部隊等と現場で密接に連携するTEO-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の連携を推進するたための訓練等により、より一層対処能力を向上させる。</p>	<p>①緊急消防援助隊等の充実【消防庁】 ・緊急消防援助隊各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができよう体制の強化を図る。</p> <p>②救助体制の充実【消防庁】 ・特別高度救助隊等の整備や車両・資機材の配備を進めることにより、救助体制の充実を図る。</p>						<p>【物流】 ・災害時に円滑な支那物資輸送を実現するため、地方ブロックごとに国、地方公共団体、物流事業者等が参画する協議会を開催し、都道府県と物流事業者団体との間の輸送・保管・物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進した。 【下水】 ・下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）や21政令市間の相互支援協定（大都市ルール）により国との連絡調整の体制を構築している。</p>	国土交通省
							<p>・地震等災害発生時の情報収集及び速報について予め管下にて指示しているほか、被災した管区本部の庁舎、航空機等が被災した事態も想定した情報収集体制も構築している。</p>	海上保安庁	
							<p>・甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化を図り、緊急消防援助隊の効率的な活動を確保するため、平成31年3月に基本計画を改定し、令和5年度末までに概ね6,600隊へ増強する目標に取り組み、令和6年4月時点で6,600隊を超える部隊が登録され、目標を達成したとともに、緊急消防援助隊施設整備費補助金により自治体が整備する車両や資機材に対する財政支援を行ってきた。</p>	消防庁	
							<p>・全国的な救助体制を強化するため、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正（平成18年3月28日公布）し、東京消防庁及び政令市に特別高度救助隊を、各都道府県に1隊以上整備できるように、令和6年度救助隊を創設した。この10年間で、特別高度救助隊は、23隊564名から27隊681名に、高度救助隊は、89隊1,522名から131隊2,244名に増加した。</p> <p>・震災時の救助活動に有効となる車両・資機材について重機・重機搬送車を、全国へ計画的に計50台を配備し、令和6年度能登半島地震でも活用した。自衛隊輸送機へ搭載可能な大規模地震災害用高度救助車を3式配備。現在、震災時に機動力を発揮する小型救助車などの車両の計画的な配備を進めている。</p> <p>・関係省庁（警察庁、海上保安庁、防衛省、内閣府、国土交通省、法務省）の協力のもと、関係機関との活動調整における必要な取組み事項等をまとめた「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」を策定し、消防本部の活動調整等の対処能力の向上及び関係機関連携の促進を図った。</p> <p>・救助体制の充実に向け、緊急消防援助隊整備費補助金などの財政支援を実施している。</p>	警察庁	
		<p>③警察災害派遣隊の充実強化等【警察庁】 ・より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。</p>					<p>・毎年各都道府県警察及び各管区毎において警察災害派遣隊の救出救助能力等の強化のため、複合的な災害に対応できるような訓練を実施し、部隊の能力向上に努めているほか、可搬式発動発電機、ワレットスーツ、救命ボート、救命胴衣など津波をはじめ各種水害に適応できるような計画的に整備資機材の整備を行っている。</p>	防衛省	
		<p>④救助部隊の体制整備【防衛省】 ・南海トラフ地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。</p>					<p>・毎年実施する自衛隊総合防災演習をはじめとする各種訓練や災害派遣での教訓を踏まえ、南海トラフ地震に関する自衛隊の計画の改訂の実施。 ・毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。</p>	海上保安庁	
		<p>⑤救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】 ・機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。</p>					<p>・南海トラフ地震を想定した関係機関との合同訓練を実施し、潜水士等救助勢力の救助技術・能力の向上を図った。 ・令和5年度、機動救難士を訓練航空基地に新たに配置するとともに、平成28年から平成30年にかけて一部の管区本部救難課、航空基地及び羽田特種救難基地に専門官（医療支援担当）等を配置したほか、機動救難体制の拡充により必要となつた資器材等を整備し、高度な救命救急救命体制の強化を図った。 ・心肺機能停止前の重症傷病者に対する輸液（点滴）及び薬剤投与（低血糖の者に対するブドウ糖溶液の投与）の実施に必要なとなる資器材等を整備したほか、吊上げ救助等に必要な各種資器材を整備した。 ・発災時における救助・救命体制の強化のため、吊上げ救助等に対する巡視船艇、航空機を整備した。 ・単独で応急処置が実施できる救急員を潜水士が乗船する巡視船へ配置した。</p>	海上保安庁	

	<p>⑥TEC-FORCE 活動の強化【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。また、TEC-FORCE活動計画に基づき迅速に活動できるよう、人材の育成や実践的な防災訓練の実施などTEC-FORCEの災害対応能力向上を図る。 				<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省において、「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画（平成28年8月24日）」を策定。 ・また、本計画に基づく具体的な活動計画を各地方整備局等において策定済み。 ・TEC-FORCE隊員人材育成のための研修や実際の活動を実施するなど、適切に対策を講じている。 	国土交通省
3 医療対策	<p>国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される被災者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の被害医療情報や医薬品備蓄情報等をEMS（広域災害救急医療情報システム）を用いて共有化するなどにより、また、広域圏における救助・救急活動の調整を図る。また、被災発生等に関する体制や後方医療体制の整備に努めるとともに、災害発生直後からの速やかなDMAT・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。</p>	<p>①業務継続計画（BCP）の整備【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関が、被災後も早期に診療機能を回復できるように業務継続計画の整備を進める。 <p>②DMATの充実【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMAT要員の養成や、DMAT事務局の体制を強化する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT参集拠点設置、広域医療搬送をはじめとする大規模災害時における一連の医療活動の円滑化のため、大規模地震時医療活動訓練に併せ実働訓練を実施し、当該訓練にDMAT等を派遣した病院等に対し、交通費等を支援している（防災訓練等参加支援事業）。 ・医療機関担当者を対象とした業務継続計画（BCP）策定研修事業を毎年実施している。 	厚生労働省
4 消火活動等	<p>地方公共団体は、平常時から地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの活性化、防災教育の充実や訓練の実施等を行うとともに、消防団、常備消防、緊急消防援助隊等の体制の充実、ヘリコプターによる早期情報収集等の技術開発によって、消防力の充実・向上を図る。</p> <p>火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、緊急時の避難場所から広域避難の避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民等に対して適切な情報提供を行う体制を充実させる。</p>	<p>①常備消防力の強化【消防庁】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員数の確保や市町村間における消防の広域化、消防防災施設・設備の整備を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年に市町村の消防の広域化を消防組織法に位置付け、市町村の消防に関する基本指針（平成18年度）及び市町村の消防の連携、協力に関する基本指針（平成29年度）を策定し、推進期限を定め消防の広域化や連携・協力を推進しており、都道府県及び市町村における取組については、消防広域化推進アドバイザーの派遣や広域化後の効果等の分析が可能な消防車両出動シミュレーションシステム（令和5年10月から運用開始）など国として支援するとともに、これらに伴って必要となる経費に対し、必要な財政措置を講じている。管轄人口10万未満の小規模消防本部数は、同法改正当初は487本部であったが、55本部減少して432本部で実現している。 ・また、連携・協力の類型である指令の共同運用については、55地域229本部で実現している。 ・消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、常備消防に必要な施設や設備の整備を進めている。 	消防庁
5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	<p>国は、道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発生時に円滑な調整を行う仕組みを構築することを促進する。また、国及び地方公共団体は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を優先的に確保し、必要に応じて啓発活動等を行う。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁では、「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」に基づき、発災後、道路管理者と連携して、あらかじめ選定した緊急交通路指定予定路線における緊急点検箇所点検を行うなど道路啓開が迅速に行われる体制を構築している。 ・また、発災時における車両運転者等について、警察庁HPに「大地震が発生したときに運転手がとるべき措置」を掲載して国民に対して周知しているほか、各種防災計画に反映させている。 ・また、発災時における車両運転者等については、警察庁HPに「大地震が発生したときに運転手がとるべき措置」を掲載して国民に対して周知しているほか、各種防災計画に反映させている。 ・また、発災時における車両運転者等については、警察庁HPに「大地震が発生したときに運転手がとるべき措置」を掲載して国民に対して周知しているほか、各種防災計画に反映させている。 	警察庁
					<ul style="list-style-type: none"> ・国が主体となった道路管理者等の関係機関から構成される協議会を設置し、災害発生時の道路啓開を円滑に進めるため、道路啓開計画を策定。また、民間団体と道路管理者との協定締結の必要性についての改訂の検討や他の道路管理者との協定締結の重複状況の確認、協定締結先の人員及び資機材量を把握するよう、協議会等で促している。 	国土交通省

<p>国は、港湾管理者と民間団体等との協定締結等を通じた災害復旧・支援活動、港湾管理者からの要請に基づく国による緊急確保航路及び開発保全航路の啓発等の運用体制の強化を進め、発生時に円滑に海上による緊急輸送活動が実施される仕組みを構築することを促進する。</p>					<p>重要港湾以上の125港で港湾の港湾BCPを策定。港湾BCPに基づき防災訓練を実施。また、災害時の対応や訓練結果等を踏まえ、港湾BCPの改訂を実施。</p>	国土交通省
<p>都府県警察は、迂回等の交通誘導や被災地内における迅速かつ的確な交通規制の実施のため、警備業者等との協定締結の締結や道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策等を実施する。</p>				<p>都府県警察では災害の発生に備えた交通規制計画を策定するとともに、警備業者等と災害時における交通誘導や車両撤去に関する協定の締結に努めている。また、緊急交通路指定予定路線（緊急輸送道路）上の交差点を優先して信号機電源付加装置の整備を推進して必要に応じて発電機を設置や警察官による交通整理を行うこととしている。さらに、災害の発生に備え、平素から発電機への接続訓練等を実施している。</p>	警察庁	
<p>国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、全その考え方を整理した上で、全国的視野に立つて優先度を設けた配分計画を事前に作成する。</p>				<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第2章において、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、緊急輸送ルート（通行を確保すべき道路）を定めている。また発災後に、緊急輸送ルートの通行が最優先に確保されるように、通行可否情報の共有、必要に応じた啓発活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションが一体的かつ効果的に実施されるよう、各々の手順を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体計画については、次とおり見直しを行い、その実効性を高めている。 <ul style="list-style-type: none"> ①道路整備や防災拠点の指定に伴う修正 ②緊急輸送ルートの点検・啓開に関する道路管理者、警察庁、災害対策本部がとるべき具体的手順の明記 	内閣府（防災）	
<p>緊急輸送手段が発災直後から確保可能なように、国、地方公共団体、関係機関は、官民の協力協定の締結を促進し、国及び地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図る。</p>				<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用すること、また、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとするを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。 	内閣府（防災）	
<p>民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。</p>				<p>災害時における円滑な支援物資輸送を実現するため、地方ブロックごとに国、地方公共団体、物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進した。</p>	国土交通省	
<p>民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。</p>				<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用すること、また、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとするを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。 ・国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要の情報共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現する物資調達・輸送調整等支援システムを2020年4月に運用を開始した。 ・運用開始後もシステムユーザーの意見を参考に、システム操作の負担軽減やユーザーインターフェースの改善のため、機能拡張を実施した。 ・2020年7月に物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・2021年6月に南海トラフ地震を想定した物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・2022年6月に全都道府県・市町村を対象とした物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・発災時に備え、24時間365日いつでも利用可能な状態を維持するとともに、ユーザーの意見を反映し、継続的に必要な改修を実施できている。 ・2024年1月1日発生の令和6年能登半島地震の物資のプッシュ型支援の実施に当たり、物資システムの初の本格運用がなされ、大量の物資の搬入・搬出の管理に活用された。その際にユーザーから指摘を受けた具体的な課題を踏まえ、より使いやすいシステムの実現に向け、2025年4月開始予定の次期システム開発を現在進めている。 	内閣府（防災）	

	<p>6. 食料・水、生活必需品等の物資の調達</p>	<p>国は、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資輸送に関する地方公共団体向けハンドブックの作成・普及、地方公共団体等関係者による実動訓練との連携、訓練成果の他の地域への展開など、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。</p>	<p>国及び地方公共団体は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路、避難路等の災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。</p>	<p>国及び地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達に困難となる場合も想定して、国民への備蓄の重要性について周知徹底し、備蓄を充実させる。また、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等を通じて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築する。</p>	<p>国及び地方公共団体は、被災地内の避難所や自宅にいない人々の燃料、生活必需品等について、店舗販売を含め必要な物流の確保ができるよう、防災計画に基づき関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討など、備え等をあらかじめ進めておく。</p>	<p>国は、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資輸送に関する地方公共団体向けハンドブックの作成・普及、地方公共団体等関係者による実動訓練との連携、訓練成果の他の地域への展開など、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。</p>	<p>国及び地方公共団体は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路、避難路等の災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。</p>	<p>国及び地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達に困難となる場合も想定して、国民への備蓄の重要性について周知徹底し、備蓄を充実させる。また、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等を通じて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築する。</p>	<p>国及び地方公共団体は、被災地内の避難所や自宅にいない人々の燃料、生活必需品等について、店舗販売を含め必要な物流の確保ができるよう、防災計画に基づき関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討など、備え等をあらかじめ進めておく。</p>	<p>民間物流事業者の施設における非常用電源、非常用通信設備の導入について、導入補助事業を実施した。(平成26年度に事業終了)</p> <p>国土交通省</p> <p>平成30年度に「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を作成し、平成31年度にはハンドブックを活用した実践的な訓練を地方公共団体等と連携して行い、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図った。</p> <p>国土交通省</p> <p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第7章1(別表7-1)において、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送にあたり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点(堺北港駅2区)を定めている。</p> <p>内閣府(防災)</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第7章1(別表7-1)において、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送にあたり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点(堺北港駅2区)を定めている。</p> <p>国土交通省</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう必要な事前の調整、緊急交通路指定後の輸送体制の確保について定めている。</p> <p>内閣府(防災)</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう必要な事前の調整、緊急交通路指定後の輸送体制の確保について定めている。</p> <p>警察庁</p> <p>令和5年9月に、災害の発生前に緊急通行車両に対し、緊急通行車両確認標準及び証明書の交付を可能とする改正災害対策基本法施行令等が施行され、迅速な災害応急対策が可能となった。</p> <p>警察では、本改正を踏まえ、「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」を策定するとともに各都道府県警察のウェブサイト等において、改正内容を周知した。</p> <p>経済産業省</p> <p>・「簡易トイレ・携帯トイレ」及び「毛布」については、製造事業者又は所管団体との連絡体制を構築するとともに、必要に応じ、物資供給可能量調査を実施している。</p> <p>・トイレレットペーパーは、業界団体と連絡体制を構築し災害時に必要とされる数量を常時確保及び緊急時の供給体制を確認している。</p>
--	-----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	--

							<p>電気事業法において、一般送配電事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者は、 非常災害時に必要となる燃料及び資機材を調達するため、燃料調達手段を定めた計画を策定 停電の早期復旧に資するべく、非常災害時における一般送配電事業者間の応援事業者の体制整備に関する計画を策定 ガス事業法において、一般ガス導管事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。一般ガス導管事業者は、非常事態が発生し、広範囲な供給停止が想定される場合の一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を定めた計画を策定。 	経済産業省
						<p>地震発生時においても下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの策定を推進。（概ね100%を策定済）。近年発生した大規模災害の対応等を踏まえて、下水道BCP策定マニュアルを改訂した（直近は令和5年4月に改訂）。</p>	国土交通省	
<p>8 避難者等への対応</p>	<p>国、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、被災地域内で災害応急対応に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し優先給油を行う方策をあらかじめ定めておく。</p>				<p>令和5年9月に、災害の発生前に緊急通行車両に対し、緊急通行車両確認標章及び証明書書の交付を可能とする改正災害対策基本法施行令等が施行され、迅速な災害応急対応が可能となった。</p> <p>警察では、本改正を踏まえ、「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」を策定するとともに各都道府県警察のウェブサイト等において、改正内容を周知した。</p>	警察庁		
	<p>地方公共団体は、発災時には当該地域の大多数の住民等が避難すること等を想定し、安全な自宅への早期復旧等による避難所への避難者の低減の対策、指定避難所の指定及び確保のための対策、地方公共団体との連絡体制の確立や様々なニーズ等に配慮した避難所運営への対応、避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空室・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供及び罹災証明書交付の迅速化のための対策等を推進する。</p>				<p>「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」（初版作成：平成28年6月、最終改訂：令和5年3月）の中で災害時に緊急通行車両確認標章を掲げる車両等に対し優先給油を行う方策を明記し、各関係機関に配布を行っている。</p>	経済産業省		
	<p>地方公共団体は、避難者等の情報に関するニーズを把握するとともに、ウェブサイトやSNS等を活用するなどにより、効果的な情報提供体制を整備しておく。</p>				<p>避難所においては、平成28年4月（令和4年4月改定）に「避難所運営ガイドライン」等を公表し、市町村には平時から指定避難所の指定だけでなく、安全な親戚・友人宅等への避難や、様々なニーズ等に配慮した避難所の指定箇所数を増加していることから、取組が進んできたことと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅は、都道府県及び救助実施市が実施主体となり、住宅を失い自らの資力では確保することが困難な者に対して提供することとなる。 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（内閣府告示第228号）において、民間賃貸住宅を借上げて提供する「賃貸型応急住宅」については、災害発生の日から、プレハブ、木造及びビーム・ピンクハウスの「建設型応急住宅」については、災害発生の日から20日以内に着工することとしており、平常時から発災後の業務オペレーションを想定した訓練を実施するなど必要な対策を講じ、一日でも早く、一人でも多くの被災者が応急仮設住宅に入居できるように周知を図っている。 災害救助法を適用し、応急仮設住宅（賃貸型、建設型）の提供が必要となる大規模な災害については、内閣府職員を現地に派遣し、適用市町村に対する救助法の説明、救助に関する必要な助言等を行っている。 被害認定調査及び罹災証明書の迅速な交付に向けては、これまで航空写真による全壊判定認定や水害において、河川の氾濫などが発生し、外力による一定の被害が生じた住家には、浸水深による判定を可能とするなど簡易な判定手法を導入している。 その方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」などに記載し、地方自治体に示すことで被害認定調査の迅速化を図っている。 	内閣府（防災）		
	<p>避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより在宅避難となる場合もあることから、国、地方公共団体、関係機関は、物資の供給が滞ることの無いよう、民間事業者と協力して対応する。</p>				<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、支援の実施手順、実施計画を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。 被災自治体からの具体的な要請を待たずに支援物資を国が調達し被災地に緊急輸送するプッシュ型支援を実施（平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震においてプッシュ型支援を実施） 	内閣府（防災）		

<p>国、地方公共団体は、避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができよう、複数の安否確認手段を使用することの必要性や使用順位を決めておくこと等の重要性について周知する。</p>						<p>・複数の安否確認手段を使用することの必要性等について、啓発パンフレットに加え、ホームページに掲載するなど、その重要性の周知を行った。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
<p>国、地方公共団体は、広域避難が必要な場合に備え、移法を必要とする避難者の選定方法、移送先の調整方法、移法手段の調整方法、広域避難した者への情報提供体制等をあらかじめ連携して定めておくものとする。</p>						<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2（3）において、緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携について定めている。 ・加えて、緊急災害対策本部事務局業務マニュアルにおいて、広域避難の実施について定めている。 ・緊急災害対策本部事務局業務マニュアルに沿った訓練を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際に、当該マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実効性を高めている。 ・来庁者等の帰宅困難者への支援体制は確保済である。</p>	<p>内閣府（防災） 宮内庁</p>
						<p>・外務省としては、在日外国公館や在日外国人から災害情報等の照会があった際には、多言語にて災害情報を発信しているサイト等の紹介を行う。日常時より在京大使館と緊密な連絡を取り、在京大使館からの防災に関する照会に対しては、多言語の災害情報サイトの周知等を行っていく。</p>	<p>外務省</p>
<p>地方公共団体は、「避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】」市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する。</p>	<p>①避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】 ・市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する。</p>					<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和3年5月21日中央防災会議幹事会）」において、広域医療搬送時の関連する対応等を定めている</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>地方公共団体は、「避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】」市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する。</p>	<p>地方公共団体は、「避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】」市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する。</p>					<p>・令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを受けて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定した。決定に着手した市町村数は1,581（全市町村の91.8%[※]）であり、未着手市町村は141（全市町村の8.2%[※]）である。（令和6年4月1日現在） <small>※本調査（令和6年4月1日時点）の対象とした1722団体に對する割合を計算。（石川県富山町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査の対象としていない。）</small> ・平成28年4月（令和3年5月改定）に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を公表し、市町村には平時から福祉避難所の開設に向けての取組を促すとともに、一般避難所においても福祉的スペースの整備を促しているところ。指定福祉避難所および協定等により確保している福祉避難所の箇所数が25,356箇所（令和4年12月時点）から26,116箇所（令和5年10月時点）に増加していることから、取組が進んできたことと認識している。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
						<p>・令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ改正された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府作成（令和3年5月改正）を令和3年5月に地方公共団体に対して周知した。 ・また、地方公共団体に対して避難行動要支援者名簿の作成状況調査を平成26年度から実施するとともに、避難行動要支援者名簿の作成の促進や更新、避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供の推進などについて助言を行ってきたほか、各種研修などにおいて避難行動要支援者に係る避難支援等対策の取組などを周知してきた。 （高齢者施設） ・介護サービス事業所等については、令和6年度より業務継続計画の策定を義務付け、未策定の場の場合の減算を設けたところであり、ガイドラインの周知や研修会の実施等により、実効性のある業務継続計画の策定を支援している。 （障害者施設） ・障害者施設サービス事業所等については、令和6年度より業務継続計画の策定を義務付け、未策定の場の場合の減算を設けたところであり、ガイドラインの周知等により、実効性のある業務継続計画の策定を支援している。</p>	<p>消防庁 厚生労働省</p>
<p>地方公共団体は、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に對するための体制の充実に努める。</p>						<p>・医療提供体制確保対策等委託費（DPAT体制整備事業）によるDPAT事務局の運営やDPAT先遣隊隊員養成研修等を実施している。DPAT先遣隊隊員を921人養成している。（令和5年4月1日時点）</p>	<p>厚生労働省</p>

9 帰宅困難者等への対応	<p>国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、都市部等における大量の帰宅困難者の発生に対処するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅等の帰宅困難者対策への支援を推進する。</p>						<p>平成27年3月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定し、一斉帰宅抑制の基本的な考え方や、一時滞在施設の確保、混乱収束後の徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーションの確保等の対策方針を提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月に、地方公共団体における先進的な取組をまとめた「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集」を作成・公表した。 近年の社会状況の変化等を踏まえ、令和3年11月に有識者等からなる検討委員会を設置し、一斉帰宅抑制の認知度向上など、帰宅困難者対策の実効性確保を内容とする「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」を令和4年8月にとりまとめた。 「南海トラフ地震における具体的な応急対応策活動に関する計画」第1章2(2)法108条に基づき、災害緊急事態への対応基本方針において、広く国民及び企業に対して協力を要請する項目として「被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるように、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者に対して、むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めること」を明記している。 	内閣府（防災）
10 ライフライン・インフラの復旧対策	<p>ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフラインやインフラの被害を早期に復旧できよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させる。</p>					<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対応策活動に関する計画」第6章において、燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電送配電事業者は、非常災害時に必要となる燃料及び資機材を調達するための燃料調達手段、電源車等の燃料調達等に係る要員の応援体制を定めた計画を策定。 「ガス事業者は、非常災害発生時、広範囲な供給停止が想定される場合の一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を定めた計画を策定。 「石油精製事業者は、非常災害発生時、石油精製事業者が災害時石油供給計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化する。災害時の石油供給における石油精製事業者の協力体制を構築している。 	<p>内閣府（防災）</p> <p>総務省</p> <p>国土交通省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p>	

	<p>早期復旧のため、国及び地方公共団体と連携して、GIS（地理情報システム）以下、空港、港湾（う。）の活用等により、必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築する。</p> <p>発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災することが想定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。</p>	<p>①航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】 ・航路標識の予備電源設備が電源保持時間の基準を満たさずよう整備し、電源喪失の防止対策の促進を図る。</p>				<p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和6年度末までに対象となる103基のうち78基（約84%）に予備電源の調整を実施予定であり、目標達成に向け順調に進捗している。（令和5年度末時点：73基実施）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章において、緊急災害対策本部は、災害応急対応を的確かつ迅速に実施するため、応急部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行うこととしている。</p> <p>また、具体計画第2章において、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行なわれるよう、あらかじめ、緊急輸送ルート（通行を確保すべき道路）を定め、発災後に、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、運行可否情報の共有、必要に応じた路開活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションを一体的かつ効率的に実施する手順を定めている。</p> <p>・具体計画については、道路整備や防災拠点の指定に伴う修正を行い、その実効性を高めている。</p>	海上保安庁
11 保健衛生・防疫対策	<p>国は、被災により電力供給が停止した際、海上交通に必要不可欠な航路標識の機能確保するため、予備電源設備の整備を推進するものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、連携して、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・配布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を進める。</p>				<p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和6年度末までに対象となる103基のうち78基（約84%）に予備電源の調整を実施予定であり、目標達成に向け順調に進捗している。（令和5年度末時点：73基実施）</p>	海上保安庁	
12 遺体対策	<p>国、地方公共団体は、津波による遺体は特に損傷が激しいことから、医師・歯科医師を全国から動員し、迅速かつ的確な検視・遺体の調査、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等に係る体制を整備するほか、地方公共団体は、広域的な火葬の実施体制の確保、仮葬場の確保、遺体保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮葬場の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬のための対策を推進する。</p>				<p>・「避難所においては、平成28年4月（令和4年4月改定）に「避難所運営ガイドライン」等を公表し、市町村には消毒液の確保、保健師による巡回相談の制度整備、入浴対策、断水時のトイレ対策について促しているところ。</p> <p>・災害時に地方公共団体が避難所等の健康管理をスムーズに実施できるよう、国において「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を発出し、手洗いや消毒液による手指消毒の励行、入浴ができない場合の対応、トイレの衛生に関する事項等を周知している。</p> <p>・被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所等での総合調整を担い、避難所での健康管理等の保健衛生活動も実施するDHEATの養成研修を行っている。</p> <p>・被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所等での指揮調整機能等が円滑に実施されるようDHEAT活動要領を策定し、DHEATの活動内容や自治体の役割等を示している。</p>	内閣府（防災）	
					<p>・平成28年4月（令和4年4月改定）に「避難所運営ガイドライン」を公表し、市町村には平時から遺体の身元確認等に当たって警察と連携するよう促しているところ。</p>	内閣府（防災）	
					<p>・警察では、平成27年7月、大規模災害等における遺体の検視及び死体調査並びに身元確認（以下「検視等」という。）を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡す体制を構築することを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）と協定を締結した。</p> <p>また、平成26年11月、大規模災害等における身元不明遺体の身元確認業務を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡す体制を構築することを目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）と協定を締結した。</p> <p>（進捗状況の自己点検・評価） 警察では、日本医師会、都道府県医師会、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に講師を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行ったほか、令和4年1月には、日本歯科医師会と合同研修・訓練の実施に関する指針について見直しを行った。</p> <p>また、都道府県医師会や都道府県歯科医師会と合同研修・訓練を開催したほか、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、平成28年10月に定めた歯科所見情報の照会要領について、令和6年3月に見直しを行った。</p>	警察庁	

13 災害廃棄物の処理対策	<p>地方公共団体は、あらかじめ災害廃棄物等の取置き場としても利用可能な空地をリスト化し、随時、情報を更新することにより、必要な箇所数を把握しておくとともに、国の協力の下、サイフル対策から最終処分に至るまでの災害廃棄物等の処理計画を策定する。</p>	<p>①災害廃棄物対策【環境省】 ・地震時の災害廃棄物処理の迅速化を図る。</p>	<p>・災害廃棄物処理計画の策定率 令和7年度60%（全国の全市区町村）を目指す。（平成22年8%（全国の全市区町村））</p>	80% （令和5年3月31日）	全市区町村	全市区町村に対する災害廃棄物処理計画策定済み市区町村の割合	<p>厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。現在は標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報取扱い等について課題を整理し、歯科医療機関等を対象に歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行っている。</p> <p>・平成27年度から継続して災害廃棄物処理計画策定モデル事業を実施し、災害廃棄物処理計画策定の支援を行っており、令和4年度もモデル事業を実施。当該モデル事業においては、仮置場として利用可能な空地のリスト化も行っており、併せて支援を行ってきた。</p> <p>・平成27年度から令和4年度まで継続して災害廃棄物処理計画策定モデル事業を実施し、特に中小規模自治体を対象に災害廃棄物処理計画策定の支援を行ってきた。</p>	厚生労働省
14 災害情報の収集・共有	<p>国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を把握し、関係機関間で共有し、総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有を進めるなど、広域間の情報連携体制を充実させる。</p>	<p>①南海トラフ地震に関する情報の充実【気象庁】 ・地震活動及び地殻変動の解析手法の高度化により、南海トラフ地震に関して、情報の充実を図る。</p>				<p>気象庁は、地殻変動データを統合的に処理し、南海トラフ全域を対象としたプレート境界のすべりの状況の迅速な解析を開始した。 また、国土地理院から提供されたGNSSデータを活用してゆっくりすりすべりを客観的に検知するシステムを導入した。 さらに、短期的ゆっくりすりすべりと密接に関連していると考えられている深部や浅部における低周波地震（微動）等の検出のための技術開発に取り組んだ。</p> <p>・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やかに入手し、システムを通じて災害対応機関へオペレーションに資する地図情報として共有する、「防災デジタルプラットフォーム」を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核としてR7年中に構築するための調整を進めている。</p>	<p>環境省</p> <p>環境省</p> <p>気象庁</p> <p>内閣府（防災） 文部科学省</p> <p>デジタル庁</p> <p>国土地理院</p> <p>内閣府（防災）</p> <p>内閣府（防災） 内閣府（科 技）</p>	

<p>15 災害情報の提供</p> <p>国、地方公共団体等は、発災時に、国民全体に対し、災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等と協力体制を構築しておく。特に被災者への情報提供については、医療機関等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報等被災者にとり役立つ情報を適切に提供することとし、被災者の置かれている多様な生活環境、居住環境等に鑑み、防災行政無線、緊急速報メール、掲示板、広報紙、広報車、コミュニティFM、テレビ等多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築する。また、これらの体制・仕組みの構築に当たっては、視覚・聴覚障害者、外国人等に対しても的確な情報伝達が行なわれるよう配慮する。</p>							<p>・発災時には、ポータルサイトTEAM防災ジャパンにボランティア情報などを掲載して、被災者等へ情報提供を行った。</p> <p>・消費者庁ウェブサイト、SNS、政府広報等多様な情報提供手段を活用し、災害の状況等について、必要な情報提供を行った。</p> <p>・総務省広報室は、総務省本省業務継続計画の中で、災害発生時においては、報道機関（総務省記者クラブ）に対する報道発表に係る業務及び総務省ホームページ等への災害情報等の掲載に係る業務を行うこととされている。このため、これらの業務を滞りなく行えるよう、報道機関及び総務省HP運用業者と連絡を取り合える状況を構築している。</p> <p>・視覚障害者等への情報伝達に資する取組としては、視覚障害者学習障害者などをサポートするOS/ブラウザウザビリティ環境、より快適にホームページを閲覧できる【Easy Web Browsing】を提供し、音声読み上げ、文字拡大、背景色変更等に対応している（総務省HPトップページの右側の、アクセシビリティ閲覧支援ツール、文字サイズの変更のアイコン）。</p> <p>・外国人等への情報伝達に資する取組としては、総務省HPに英語のサイトを設けている（総務省HPトップページの右上の、ENGLISH (TOP)、MIC ICT POLICY (ENGLISH) のアイコン）。</p>	<p>内閣府（防災）</p> <p>消費者庁</p> <p>総務省</p>
						<p>・外国人に対する的確な情報伝達のため、避難指示等に関する多言語辞書（「避難情報に関するガイドライン」（内閣府防災））に列示されている避難情報の伝達文例等を作成し、関係省庁と連携して地方公共団体等への周知を実施してきた。</p> <p>・令和6年7月に、災害発生時における外国人の避難支援等に関する諸施策や、各地方公共団体における優良事例をとりまとめた通知を発出した。</p> <p>・市町村防災行政無線（同報系）について、パトライトや文字表示盤付き屋外スピーカーの整備、文字表示機能付き戸別受信機の配備を促進しており、三重県鳥羽市ではパトライト付き屋外スピーカーが実際に運用されるなど、障害者特性に対応した災害情報伝達手段の整備が進んでいる。なお、これらの整備については緊急防災・減災事業債や特別交付税の対象となる。</p>	<p>消防庁</p>	
						<p>・外務省としては災害時においては国内外プレスに対して、被災状況等に係る情報発信を行う。また、外務省ホームページ及びSNS、在外公館を通じて情報発信を行う。</p>	<p>外務省</p>	
					<p>・災害等の非常時における訪日外国人旅行者への的確な情報伝達について、日本政府観光局のウェブサイトやSNSによる周知及びコールセンターにおける多言語での問合せ対応、災害情報のプッシュ通知が可能な災害時情報提供アプリの普及促進等を行った。</p>	<p>国土交通省</p>		
					<p>①気象庁ホームページにおいて、地震・津波等気象庁が発表する情報に関する15言語の多言語辞書の公開や、それら情報についてリアルタイムで情報提供を実施している。</p> <p>②気象庁では、聴覚障害者や外国人等に津波警報等をより確実に伝達することができるよう、令和2年度より津波警報等の伝達に「津波フラッグ」（赤と白の格子模様の旗）の活用を推進しており、全国的に普及啓発活動を行っている。</p> <p>③聴覚障害者の防災対応に資するため、地震等の緊急記者会見に手話通訳を配置している。</p>	<p>気象庁</p>		
					<p>・航行警報や海の安全情報、SNS(X)等により、気象警報や当庁の対応状況、被災者支援情報等を発信する手段を確保している。</p> <p>・コミュニティFMとの協力体制を構築する等の情報提供手段についても確保している。</p>	<p>海上保安庁</p>		
					<p>・報道機関に対して会報や報道発表が迅速に行えるように、それら業務を環境省業務継続計画において管理事務と定め、体制を整備している。</p> <p>・環境省の災害対応をまとめた特設ページ、X及びFacebookを整備し、災害発生時には、環境省の災害対応をまとめた特設ページを環境省ホームページのトップページに開設し、災害廃棄物対策、熱中症対策、被災ペット対策、アスベスト対策等について掲載している。</p> <p>・災害発生時には、環境省公式Xにおいて熱中症対策や被災ペット対策に係る情報発信を行っている。</p> <p>・SNSを活用して動画（音声）による発信を行う体制を整えた他、海外広報担当官を配置したことにより、英語での配信も可能となっており、視覚・聴覚障害者、外国人に対する情報発信を行う体制を整えている。</p>	<p>環境省</p>		

<p>国、地方公共団体等は、発災時を想定した情報提供手段の機能検証を行い、発災時にも必要な情報が適切に発信され、被災者を始め国民全体が容易に入手できる環境を確保していく必要がある。また、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備する。</p>							<ul style="list-style-type: none"> ・国民へ災害情報を発信するため、Webページを内閣府防災上に構築・公開中。災害発生時、随時災害情報を公開。 ・ホームページによる災害情報の発信。 ・SNS (Twitter及びFacebook) による災害情報の発信。なお、SNSについては、災害情報の自動案文化の導入を行い、速やかな情報発信が行えるようになっている。 ・総務省広報室は、報道機関（総務省記者クラブ）に対する報道発表及び総務省ホームページ、SNSを通じた情報提供を行っている。災害発生時には適切な情報を発信できるよう複数の情報発信手段の確保を行っている。 ・航行警報や海の安全情報、SNS(X)等により、気象警報や当庁の対応状況、被災者支援情報等を発信する手段を確保している。 ・コミュニティFMとの協力体制を構築する等の情報提供手段についても確保している。 ・令和4年度に国土地理院共同利用電子計算機システムを導入する際、免震構造のサーバ室に情報システムを構築し、別棟である宇宙測地館にバックアップ装置を設置している。 また、冗長性が確保されている国土交通省第3期行政情報基盤システムと連携することにより、強固な情報システムを実現している。 ・被災状況等の情報について、マスコミ、ホームページやSNS等を通じて情報提供を行っている。 	<p>内閣府（防災）</p> <p>総務省</p> <p>海上保安庁</p> <p>国土地理院</p> <p>環境省</p>
<p>国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画しておくことととも、発災後には、記者発表を定期的に行うこと等により、情報の提供の円滑化を図る。特に、海外への情報発信の確保にできるよう、戦略的な備えを構築しておく。</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・APM/DRR（アジア防災関係会議）やUNDRRのグローバルプラットフォームを含め、APECや二カ国間防災協力会議などの各種国際会議にてセッションの主催やワークショップを実施し、日本のリスクガバナンスを世界に発信し、普及啓発を実施した。 ・また、各国が仙台防災枠組への理解を深め、政府から、地方自治体、及び市民など多くの主体が防災に取り組む重要性の共有を実施していることを、国際会議で共有できた。 ・このような取組を通じて、発災時に的確な情報発信が必要となる近隣諸国の防災機関や国際機関との間における戦略的な関係構築を図った。 ・緊急災害対策本部事務局業務マニユアルにおいて、ホームページ、facebook及びtwitter等による情報提供、定例又は臨時の記者会見、記者発表等の実施、報道関係者からの問い合わせ等対応、海外への情報発信の作業概要について定めている。 ・災害発生時のマスメディア対応は内閣府防災総括広報担当で実施。 ・被害情報は大臣会員で定期的公表の上、防災情報の適用について被災自治体と調整の上、随時公表。災害警戒会議や災害対策会議の開催案内を事前に記者クラブ及び登録記者に直接に提供するとともに、必要に応じてマスコミ各社に電話連絡を実施。会議開催後にはSNSに投稿するなど情報提供を行っている。 ・情報収集連絡体制については、SNS上での被害、救助、テマ情報などは内閣府防災総括広報担当で収集（SNS当番が設定されており、交代要員も含めて計画されている） 	<p>環境省</p> <p>内閣府（防災）</p> <p>内閣府（防災）</p>	
					<ul style="list-style-type: none"> ・総務省広報室は、総務省本省業務経緯計画の中で、災害発生時においては、報道機関（総務省記者クラブ）に対する報道発表に係る業務及び総務省ホームページ等への災害情報等の掲載に係る業務を行うこととされている。このため、災害発生時におけるこれらの業務を行う要員として、交代要員も含め職員を指定している。 ・実際の災害発生時においては、報道関係機関に対し定期的に記者会見を実施し、被害情報等の提供を行ったほか、総務省ホームページ内に「東日本大震災関連情報」サイト（平成23年4月開設）、「平成28年能本地震関連情報」サイト（平成28年4月開設）、「令和2年7月豪雨関連情報」サイト（令和2年7月開設）、「令和6年能登半島地震関連情報」サイト（令和6年1月開設）等を新規作成し、被害情報や被災者等に役立つ情報等の提供を行った。 	<p>総務省</p> <p>海上保安庁</p> <p>国土地理院</p> <p>環境省</p>		

<p>16 社会秩序の確保・安定</p>	<p>国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が厳格化しないよう、警察による警備体制の充実や警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る。</p>				<p>「平成28年熊本地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」、「令和元年台風19号」、「令和2年7月豪雨」、「令和6年能登半島地震」の発生時に、被災地警察以外の警察から前線に派遣し、被災地のパトロールをはじめとする警戒活動等を行ったほか、能登半島地震の教訓から、防犯カメラの設置を主な任務とする特別犯罪抑止部隊を新設して防犯体制を強化した。また、都道府県警察において、防犯ボランティア団体と平素から情報共有を行うなど、災害発生時における地域の警戒活動の的確な実施に関する連携を推進している。</p>	警察庁
<p>17 多様な空間の効率的利用の実現</p>	<p>国、地方公共団体等は、公共用地や国有財産の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空き地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、円滑なオーブンスペース利用体制を整備する。</p>			<p>京都市等において、立地自治体との協定等を通じ災害時の広域避難場所に指定されている。 立地自治体との役割分担（環境省制：スペースの提供、立地自治体側：避難場所としての指定、避難誘導などの実施）を通じて、災害時のオーブンスペースの適切な利用体制の構築に向けた意見交換会を開催した。</p>	環境省	
<p>18 広域連携・支援体制の確立</p>	<p>国、地方公共団体その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互支援協定や民間企業との協定協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化、応急活動における円滑な連携のための防災関係機関の立地の集約化等を図る。また、国は、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）申し入れがあった場合には、関係省庁連携等を通じて、適切かつ迅速に対応する。</p>			<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2（3）において、緊急災害現地对策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携を図るべく、南海トラフ地震が発生した場合に、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地对策本部を設置する旨を定めている。</p> <p>総務省は、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル（令和3年5月改定）等により、「IU等からの衛星携帯電話の支援申し出があった場合、外務省と調整することとなっている。このため、各担当者の連絡先を定期的に確認するほか、関係課室でマニュアルを作成・共有し、連絡体制を整備している。</p> <p>総務省は、平成30年3月に、大規模災害発生時の短期の応援職員派遣の仕組みとして、全国知事会等とともに「応急対策職員派遣制度」を構築した。毎年度、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会や都道府県と連携して、同制度に係る「情報伝達連携訓練」を実施している。加えて、地方公共団体と連携した過去の被災地における実地研修も実施し、地方公共団体職員の人材育成にも努めている。</p> <p>また、復旧・復興に必要の中長期派遣の要員を確保する「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を令和2年度に創設した。</p>	内閣府（防災）	
					環境省	
					外務省	
					環境省	
					内閣府（防災）	

第5節 被災地内 外におけ る混乱の 防止	1 基幹交通網 の確保	広域的な活動を連携して円滑に 行うために、国、地方公共団 体、その他の防犯関係機関及び 関連事業者は、応急対策活動の 標準化に関する検討を行い、必 要な事項について標準化を進め る。				<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第7章において、防災拠点の分類及び機能を整理したうえで、具体的な所在地を定めている。</p> <p>加えて、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、当該防災拠点の活用を検討する旨規定。</p> <p>・具体計画においては、各都道府県の防災拠点の整備状況を注視し、適宜修正を行いその実効性を高めている。また整備予定の防災拠点についても実効性が担保された場合には追記を行っている。</p>	内閣府（防災）
					<p>1. 事業継続ガイドラインは、南海トラフ基本計画策定後、R3年4月、R5年3月に以下の通り改定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年4月一災害時の従業員等の外出抑制策の緊縮の促進 ・R5年3月一災害を取り巻く環境変化の反映 <p>①テレワークの導入及びオンラインを活用した意思決定を行える仕組みの整備などを明示</p> <p>②情報セキュリティ強化などを明示</p> <p>2. R3年改定について、「防災経済コンソーシアム」等を通じ、経団連、経済同友会等の経済団体、全国銀行協会、中小企業診断協会等、業界団体等へ普及啓発を実施している。</p>	内閣府（防災）	
					<p>【港湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後における港湾施設等の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧などを目的として全国の重要港湾以上の港湾において地方整備局等・港湾管理者・港湾関係の建設団体等と「災害時包括協定」を締結。 <p>【空港】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各空港で策定された空港BCP（A2（Advanced/Airport）-BCP）において航空会社や交通事業者及び地方運輸局等と情報共有連絡体制を構築している。被災空港の状況等を踏まえ、災害復旧支援のためIC-FORCEや可搬型電源設備等の派遣により復旧体制を強化している。また、建設団体等と建設資機材、技術者及び労力等の支援協定の締結を推進している。 <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道事業者及び運輸局との情報共有連絡体制を構築。災害時の対応について、鉄道事業者と適宜意見交換。 ・鉄道・運輸機構「鉄道災害調査隊」による早期の被災状況調査等を通じ、鉄道事業者への支援体制を構築。 【道路】 ・国が主体となった道路管理者等の関係機関から構成される協議会を設置し、災害発生時の道路啓開を円滑に進めるため、道路啓開計画を策定。また、民間団体と道路管理者との協定締結の必要性についての改定についての検討や他の道路管理者との協定締結の重複状況の確認、協定締結先の人員及び資機材量を把握するよう、協議会等で促している。 	国土交通省	
					<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が重要物流道路を平成31年4月以降、例年4月1日に指定。 ・令和2年道路法改正により、地方公共団体が管理する道路の復旧に高度な技術力等を要する場合には、要請に基づき、国が地方公共団体に代わり道路啓開、災害復旧事業に着手、施行できるよう制度の拡充を図った。 	国土交通省	

<p>2 民間企業等の事業継続性の確保</p>	<p>国は、企業等による事業継続計画(BOP)の策定及び事業継続マナジメント(BCM)を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、企業等の事業継続マナジメント(BCM)を評価する手法を提示し、事業継続の実効性の向上を促進する。</p>	<p>①事業継続の取組の推進【内閣府】 ・事業継続ガイドラインの策定により、企業等の事業継続への取組を推進する。 ②企業等の事業継続の取組を評価する手法の検討【内閣府】 ・企業等の事業継続の取組を評価する手法について検討し、実効性のある事業継続の取組を推進するとともに、進んだ取組を行っている企業等がその結果によるメリットを得られるようにする。</p>	<p>・事業継続計画を策定している大企業の割合を100%（全国）に近づけることを目指す。また、中堅企業の割合50%（全国）以上を目指す。（平成23年度日本の大企業で策定済み45.8%（全国）、策定中26.5%（全国）、8%（全国）で策定済み20.8%（全国）、策定中14.9%（全国））</p>	<p>大企業策定済76.4% 中企業策定済49.2% 中堅企業策定済45.5% 中堅企業策定中12.1% (令和6年3月31日)</p>	<p>総務省事業所母集団データベース令和元年度抽出した企業のデータを基に抽出した企業の割合</p>	<p>「アンケート回答のあった大企業数(中堅企業数)」に対する「BOP策定済・策定中と回答のあった大企業数(中堅企業数)」の割合</p>	<p>1. 事業継続ガイドラインは、南海トラフ基本計画策定後、R3年4月、R5年3月に以下の通り改定した。 ・R3年4月一災害時の従業員等の外出抑制策の策定の促進 ・R5年3月一企業を取り巻く環境変化の反映 ①テレワークの導入及びオンラインを活用した意思決定を行う仕組みの整備などを明示 ②情報セキュリティ強化などを明示 2. R3、5年改定について、「防災経済コンソーシアム」等を通じ、経団連等の経済団体、全国銀行協会、中小企業診断協会等、業界団体等へ普及啓発を実施している。 3. 「企業の防災対策・事業継続強化に向けたパンフレット」(令和5年12月作成)、「令和5年度企業事業継続及び防災の取組に関する実態調査報告書・概要版」(令和6年4月作成)等をもとめ、「防災経済コンソーシアム」等への説明を通じた、経済団体、業界団体等への普及啓発を実施している。</p>	<p>内閣府(防災)</p>
<p>3 国及び地方公共団体の業務継続性の確保</p>	<p>国及び地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舍への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。</p>	<p>①国(政府)の業務継続体制の強化【各省】 ・業務継続計画の策定により、国の推進地域における業務継続体制の強化を図る。</p>	<p>・推進地域を管轄する地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関において、業務継続計画の策定を目指す。</p>	<p>100% (令和6年3月31日)</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域の各省地方支分部局</p>	<p>業務継続計画を策定する地方支分部局に対する策定済の割合</p>	<p>・R4年6月に南海トラフ地震防災対策推進地域の各省地方支分部局の業務継続計画の策定状況を調査し、未策定の対象を確認。 ・R5年6月に未策定の対象地方支分部局の策定に向けた進捗状況を確認し、年度内での策定に向けた定期的な状況調査を実施。 ・R6年3月時点において、対象であった地方支分部局の策定完了を確認し、策定率100%を達成した。</p>	<p>内閣府(防災)</p>
<p>デジタル庁の業務継続性の確保</p>	<p>デジタル庁の業務継続計画は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舍への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。</p>	<p>デジタル庁の業務継続計画の策定率100% (令和5年5月現在)</p>	<p>立川基地の代替拠点にて、デジタル庁及びデジタル庁スベース等の割り当てをいただいている。</p>	<p>デジタル庁の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>デジタル庁の代替拠点にて、デジタル庁及びデジタル庁スベース等の割り当てをいただいている。</p>	<p>デジタル庁の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>デジタル庁</p>	
<p>金融庁の業務継続性の確保</p>	<p>金融庁の業務継続計画は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舍への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。</p>	<p>金融庁の業務継続計画の策定率100% (令和5年5月現在)</p>	<p>金融庁の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>金融庁の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>金融庁の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>金融庁</p>	<p>金融庁</p>	
<p>外務省の業務継続性の確保</p>	<p>外務省の業務継続計画は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舍への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。</p>	<p>外務省の業務継続計画の策定率100% (令和5年5月現在)</p>	<p>外務省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>外務省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>外務省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>外務省</p>	<p>外務省</p>	
<p>財務省の業務継続性の確保</p>	<p>財務省の業務継続計画は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舍への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。</p>	<p>財務省の業務継続計画の策定率100% (令和5年5月現在)</p>	<p>財務省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>財務省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>財務省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>財務省</p>	<p>財務省</p>	
<p>厚生労働省の業務継続性の確保</p>	<p>厚生労働省の業務継続計画は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舍への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。</p>	<p>厚生労働省の業務継続計画の策定率100% (令和5年5月現在)</p>	<p>厚生労働省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>厚生労働省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>厚生労働省の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>厚生労働省</p>	
<p>内閣府(防災)の業務継続性の確保</p>	<p>内閣府(防災)の業務継続計画は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舍への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。</p>	<p>内閣府(防災)の業務継続計画の策定率100% (令和5年5月現在)</p>	<p>内閣府(防災)の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>内閣府(防災)の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>内閣府(防災)の業務継続計画を策定する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100% (令和5年5月現在)</p>	<p>内閣府(防災)</p>	<p>内閣府(防災)</p>	

<p>第6節 発 生 能 様 へ の 対 応</p>	<p>一</p>	<p>国、地方公共団体及び施設管理 者等は、二次災害・複合災害とし て暴風、高潮、大雨、土砂災害 害、火山噴火等の発生を考慮 し、適切に事前対策を実施する とした場合には、庁舎、学校施 設等の公共施設、道路、鉄道等 の交通施設、河川・海岸堤防、 土砂災害防止施設、同報無線等 の防災上・社会生活上重要な施 設の破壊や土砂災害危険箇所等 の被害、河道閉塞の発生等有 無について緊急的に点検・調査 を実施し、支障がある場合には 迅速な応急対策を行う体制を構 築する。さらに、これら重要施 設や避難場所・避難路等が十分 に機能しない場合があることを 考慮した上で、適切な避難動 告・指示等の発令のタイミン グ、対象地域、災害に応じた避 難場所の設定を行う。</p>							<p>・南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第3章2（1）において、域内部隊と広域応援部隊が、緊急災害対策本部による総合調整の下、「その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策」を含めて、緊急な運搬を図りながら、救助・救急活動、消火活動のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する旨を定めている。</p> <p>・具体計画において、発災後の地震活動や降雨による二次災害防止対策について記載するとともに、後発地震発生時の対応についても追記を行い、その実効性を高めている。</p> <p>・「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかるとの対応について」（平成27年7月1日政策統括官（防災担当）・政策統括官（原子力防災担当）決定）、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル 別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】において、複合災害の発生時における体制連携、役割分担等について具体的な内容を定めている。</p> <p>・複合災害の発生を想定した訓練等を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際にも各業務マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実行性を高めている。</p>	<p>内閣府（防災）</p> <p>デジタル庁</p> <p>宮内庁</p> <p>消防庁</p> <p>法務省</p> <p>財務省</p> <p>文部科学省</p> <p>国土交通省 厚生労働省</p>
		<p>・庁内各システムの復旧状況を即座に集約すべく、Teams上での非常災害対策本部を策定、昨年9月に運用訓練を行った。また、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。</p> <p>・担当課において、迅速に対応するための応急対策の体制が整っている。</p>				<p>・避難情報の適切な発令については、令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ「避難情報に関するガイドライン」（内閣府作成（令和3年5月））の周知のほか、市町村長が災害の警戒段階から発災直後に至る重要な局面で、的確かつ迅速な判断・指示を行えるよう、災害対応力の強化を図ることを目的に、様々な状況を付与するシナリオ非提示型の訓練を平成30年度から毎年実施するとともに、災害を体験した首長による講演を含む「全国防災・危機管理トップセミナー」を平成26年度から毎年実施するなど、地方公共団体の適切な避難情報の発令を含む防災対応力の向上に向けた取組を実施してきた。</p> <p>また、避難場所については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府作成（平成29年3月））等を周知したほか、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の指定状況調査を平成26年度から毎年実施し、指定緊急避難場所の指定の促進や適切な指定等について助言を行うとともに、各種研修などにおいて指定緊急避難場所の指定の促進や適切な指定等に関する取組などを周知してきた。</p>	<p>・南海トラフ地震防災対策推進地域にある全官署で応急対策体制を構築しており、津波警報等が発表された場合の情報伝達等に関する訓練を行っている。</p> <p>・財務省BCPや省内各部署の非常時優先業務マニュアル等の規程により、管理している庁舎等の応急対策を行う体制が構築されている。</p> <p>・BCPを策定し、庁舎やその設備の被害状況を確認する体制を整備している。</p>	<p>【医療施設】</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和3年5月21日中央防災会議幹事会）」において、発生時の初動対応等を定めている</p> <p>【水道施設】</p> <p>・「全国水道主管課長会議」等を開催し、これまでの災害対応の事例を周知すること等を通じて、災害発生時に備えた事前の準備や応急対策を実施するための体制整備の必要性等について、水道事業者等に対して技術的助言を行っている。</p> <p>【高齢者施設】</p> <p>・厚生労働省においては、国及び都道府県等における迅速な被災状況の把握及び必要な支援の実施に資するよう、令和3年9月から「災害時情報共有システム」を導入し、その運用を図っている。</p> <p>【障害者施設】</p> <p>・厚生労働省においては、国及び都道府県等における迅速な被災状況の把握及び必要な支援の実施に資するよう、令和3年9月から「災害時情報共有システム」を導入し、その運用を図っている。</p> <p>【本省】</p> <p>・南海トラフ地震により中央合同庁舎第5号館において大きな揺れを生じた場合には、厚生労働省業務継続計画（令和6年4月改定）に準じて、執務室の被害状況の点検、電力等の館内各種設備の点検を行うとともに、管理運営業者は、作業員を緊急で出勤させ保守体制を整えるよう定めている。</p> <p>・なお、災害発生時における設備の点検項目を示したチェックシートや設備保守の連絡先等についてはマニュアル化されている。</p> <p>・23区内で地震が発生した際にも、チェックシート等を使用して点検、応急対応を行っている。</p> <p>・『業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針』（国土交通省）で示された、発災直後の建物・施設機能の点検体制及び復旧手順等を記載した『発災時における施設機能確保のための運用計画』の策定指針を踏まえ、マニュアルの改定を行った。</p>		

<p>第7節 様々な地域的課題への対応</p> <p>1 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保</p>	<p>国及び地方公共団体は、南海トラフ地震と事故災害が複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員が限られること、異なる事象への同時対応の困難性等を踏まえて、それぞれの災害に依じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるとともに、応急対策要員・物資等の応援計画、地域住民等への情報提供方法等をあらかじめ策定しておく。</p>	<p>国、地方公共団体及び施設管理者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設が地震が発生しないよう、施設・設備の耐震化、防災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。</p>							<p>・災害発生時、被災自治体等に職員を派遣し、被災状況の把握、被災地の早期復旧、その他災害応急対策支援を実施しており、平常時より派遣のための体制を構築している。</p> <p>・R7年度までに工業用水道事業者のBCP策定率100%を達成するため、BCP策定を促進を目的として、「工業用水道におけるBCP策定ガイドライン」を公表した。（令和4年5月）</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p>
									<p>【砂防】 ・震度5強以上を観測した市町村については、地盤が脆弱になっている可能性が高く、通常よりも警戒を高めるため、土砂災害警戒情報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用</p> <p>【道路】 ・国が主体となった道路管理者等の関係機関から構成される協議会を設置し、災害発生時の道路啓閉を円滑に進めるため、道路啓閉計画を策定。また、民間団体と道路管理者との協定締結の必要性についての検討や他の道路管理者との協定締結の重複状況の確認、協定締結先の人員及び資機材量を把握するよう、協議会等で促している。</p> <p>【河川】 ・災害時の緊急対応を迅速に行うため、復旧活動に必要なコンクリートブロック等の緊急用資材の備蓄などを行う河川防災ステーションの整備を行っている。</p> <p>【鉄道】 ・令和3年10月に鉄道事業法を改正し、鉄道事業者が国土交通大臣の許可を受けた場合にあっては、鉄道用地外の土地の立入り等を可能とする制度を創設した。</p> <p>・これにより、鉄道事業者による災害復旧体制の充実を図る。</p>	<p>内閣府（防災）</p> <p>宮内庁</p> <p>消防庁</p> <p>国土交通省</p>
									<p>・「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」（平成27年7月1日政策統括官（防災担当）・政策統括官（原子力防災担当）決定）。緊急災害対策本部事務局業務マニュアル 別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】において、複合災害の発生時における体制、連携、役割分担等について具体的な内容を定めている。</p> <p>・複合災害の発生を想定した訓練等を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際にも各業務マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実行性を高めている。</p> <p>・参集要員表に各職員の担当する事務を明記し、部局ごとにおける担当事務や人員の派遣等の調整に関することは、宮内庁業務総務計画の中で定めている。</p>	<p>消防庁</p>
									<p>・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象建築物（耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物（要緊急、要安全））には、重点的な支援を行った。</p> <p>また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物に対する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。</p> <p>加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。</p> <p>・平成27年度より、南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進することで、地震時に河川氾濫、津波、真中豪雨の恐れのある地域において、地下駅の出入口やトンネル等への浸水対策を推進している。</p>	<p>国土交通省</p>

<p>4 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保</p>	<p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>①石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】 ・ 防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。 ・ 石油精製プラント等高压ガス設備に係る耐震性向上の促進及び耐震診断手法の普及を図る。 ・ 石油コンビナート災害等のエネルギー・産業基盤災害へ迅速かつ的確に対応するため、緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を編成し、応急対応能力の強化を図る。</p>	<p>12部隊 (令和6年4月1日)</p>	<p>緊急消防援助隊地域プロジェクト、各地域 緊急消防援助隊6地域プロジェクト、各地域に対する整備数の割合</p>	<p>・ 関係都道府県に置かれている石油コンビナート等防災本部が作成した石油コンビナート等防災計画の実効性を担保するため、「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」を作成し、当該マニュアルを活用した訓練を実施することにより、石油コンビナート等防災本部の機能強化を推進することで、石油コンビナートの防災体制の強化を図っている。 ・ 石油コンビナートの特定事業所に設置が義務付けられている自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図る技能コンテストを実施することにより、自衛防災組織等の災害対応能力を向上することで、石油コンビナートの防災体制の強化を図っている。</p>	<p>・ 国は原子力災害対策マニュアル等を整備し、原子力災害対策指針の改正等を踏まえたと必要な見直しを継続して実施している。 また、国の原子力総合防災訓練、原子力事業者の事業者防災訓練及び防災の日に係る原子力規制委員会全体訓練(首都直下地震対策本部設置・運営訓練、徒歩参加訓練等)により、それぞれの原子力災害対応能力の向上に係る取り組みを継続して実施している。</p>	<p>原子力規制庁</p>
<p>5 孤立可能性の高い集落への対応</p>	<p>地方公共団体は、孤立する可能性のある集落において、集落規模に応じた地域からの応援がなくても対応できる重(1週間程度)の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、自家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。</p>	<p>・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の応急対応に資する消防ロボットの研究開発平成30年度完了を旨指す。 ・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の応急対応に資する消防ロボットの研究開発平成30年度完了を旨指す。 ・ 消防ロボットについて、実戦配備を踏まえた機能の最適化、準天頂衛星の活用等新技術の導入を図ることにより、令和2年度末に量産型仕様の策定を目指す。</p>	<p>・ 準天頂衛星(みちびき)の高精度位置情報を利用してロボットの自立制御機能を高精度化するともに、フルスケール(市原市消防に配備中)の仕様に抑えられよう偵察・監視ロボットを除いた機能限定(放水やホース延長など大規模火災の冷却・消火機能に特化)した量産型仕様に策定した。</p>	<p>・ 平成23年に市原市で発生したLPGガスタンク火災のような消火活動が困難な大規模火災に対応できるよう、国土強靱化基本計画などの政府基本方針に基づき、耐熱性能・自立性能・相互連携性能を有した消防ロボットシステムの開発をH30に完了した。開発されたシステムは、R1から緊急消防援助隊の特殊装備小隊として、市原市消防局に配備(無償使用制度)し、ドラゴン・ハイパー・コマンドユニットと連携した消火システムとして運用中。</p>	<p>・ 非常災害時における通信確保のため、簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器を全国11カ所に備蓄し、災害発生時等に地方公共団体等への貸出しを実施している。</p>	<p>・ 非常災害時において、啓発パンフレットに加え、平成28年度には動画を作成し、ホームページに掲載するなど、備蓄の重要性の周知を行った。また、令和4年度に、啓発パンフレット「みんなで減災」を改訂し、都道府県等を通じて周知を行った。</p>	<p>総務省</p>

<p>国及び地方公共団体は、消防団や自主防災組織に加え、ヘリコプター・航空機、人工衛星等の画像情報や震度情報ネットワーク等により、道路寸断等の道路被害を含む被災地域の状況把握体制を充実させるとともに、地方公共団体は、孤立集落等に對する物資供給や救助活動のため、ヘリコプター離着陸地の選定・確保・整備を図る。</p>						<p>・災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備している</p>	<p>内閣官房</p>
<p>(1) 農業用施設等における地震・津波対策 国、地方公共団体及び関係事業者は、地震動や津波による被害の未然防止または軽減を図るため、土地利用計画の耐震化・耐農薬用燃料タンクの耐震化・耐浪減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推進する。</p>	<p>① 農業水利施設の耐震化【農林水産省】 ・南海トラフ地震防災対策推進地域における重要度の高い農業水利施設の耐震化を図る。</p>	<p>・耐震対策を必要とする重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定率を令和2年度までに100%を目指す。(平成29年度57% (推進地域の市町村))</p>	<p>100% (令和5年3月31日)</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域の対象施設</p>	<p>耐震対策を必要とする重要度の高い国営造成施設における耐震設計着手の割合</p>	<p>・新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やかに入手し、システムを通じて災害対応機関へオペレーションに資する地図情報として共有する、「防災デジタルプラットフォーム」を、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を中核としてR7年中に構築するための調整を進めている。</p>	<p>内閣府(防災)</p>
<p>国、地方公共団体等は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成、ため池の耐震化や統廃合などを推進する。</p>	<p>② 農地等の湛水被害等の防止【農林水産省】 ・南海トラフ地震防災対策推進地域における地震による農地及び周辺地域の湛水被害等の防止を推進する。</p>	<p>・ため池の整備、農地地すべりの防止、排水機場の耐震化により、地震による湛水等が防止される農地及び周辺地域の面積を3.4万ha(推進地域の全市町村)を目指す。(平成29年度1.1万ha(推進地域の全市町村))</p>	<p>7.5万ha (令和6年3月31日)</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域</p>	<p>推進地域の全市町村において、ため池の整備、農地地すべり防止等により、地震による湛水等が防止される農地及び周辺地域の面積</p>	<p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、農業水利施設等の整備が着実に実施されたため、目標数値を達成した。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>国、地方公共団体は、ハザードマップの作成、ため池の耐震化や統廃合などを推進する。</p>	<p>③ 防災重点ため池のハザードマップの作成【農林水産省】 ・南海トラフ地震防災対策推進地域における防災重点ため池のハザードマップの作成を推進する。</p>	<p>・災害発生時の被害想定範囲、避難場所等を地図化したハザードマップの作成、緊急連絡体制の整備等の割合を令和2年度までに100% (推進地域の市町村)を目指す。(平成29年度73% (推進地域の全市町村))</p>	<p>100% (令和6年3月31日)</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域</p>	<p>推進地域の全市町村において、ハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等のソフト対策を実施した防災重点ため池の割合</p>	<p>・ハザードマップ、緊急連絡体制の整備等のソフト対策を実施した</p>	<p>農林水産省</p>
						<p>・対象地域における国、地方公共団体との連絡体制を確立し、被災地域の状況把握ができるよう取り組んでいる。</p>	<p>宮内庁</p>
						<p>・南海トラフ地震に限らず、各種災害発生時には各都道府県警察ヘリを広域的に運用し、ヘリテレ映像を官邸に配信するとともに、ヘリコプター離着陸地を拠点にしながら捜索・救助活動に当たっている。</p>	<p>警察庁</p>
						<p>・地方に保有するサーバー拠点等について、各システム担当者等はシステム保守運用業者等の関係者と連携を取ることで、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。</p>	<p>デジタル庁</p>
						<p>・被災直後の被害情報の収集等のため、全国の法務官署に衛星携帯電話等を配備している。</p>	<p>法務省</p>
						<p>・当院撮影の空中写真のほか、ヘリ画像や人工衛星画像など他機関の取得した情報も適宜活用し、被害状況の把握を行っている。</p>	<p>国土地理院</p>
						<p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、農業水利施設等の整備が着実に実施されたため、目標数値を達成した。</p>	<p>農林水産省</p>
						<p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、農業水利施設等の整備が着実に実施されたため、目標数値を達成した。</p>	<p>農林水産省</p>

7 文化財の防災対策	<p>(2) 港湾・漁港における地震・津波対策 国、地方公共団体、関係事業者等は、地震動や津波による災害時ににおいても港湾・漁港の流通機能をできるだけ確保するたため、港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の耐震促進、漁業用燃料タンクの耐震化・漁港施設が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進、津波警報等が漁船・船舶でも受信できるシステムの開発・普及を図る。</p>	<p>①漁港施設の耐震・耐浪化【農林水産省】 ・災害発生時に救護活動、物資輸送等の拠点となる漁港の主要施設の安全性が確保された漁港の割合を令和3年度に30%（全国）に向上させる。（平成28年度8%（全国））</p>	<p>36% （令和5年3月31日）</p>	<p>災害発生時に救護活動、物資輸送等の拠点となる漁港</p>	<p>主要岸壁及び主要防波堤の耐震・耐津波性能が確保された漁港の割合</p>	<p>・漁港の主要岸壁及び主要防波堤において、耐震・耐津波性能機能診断に基づき対策工事を継続して実施している。令和4年度には、現状値が30%を越えたことから、目標は達成されたと評価できる。 なお、次年度のフォローアップより具体目標の更新を予定している（目標更新後の令和5年度末の実績値は、対象漁港拡大により「33%」）</p>	<p>農林水産省</p>
						<p>・3大湾等において、複数港と連携して緊急物資を輸送することなどを目的とした広域的な港湾BOP計画を策定した。 ・北陸地方整備局にて、平成25年度より代替輸送訓練を毎年実施。</p>	<p>国土交通省</p>
						<p>・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備補助金にて、文化財の耐震対策、防災設備の整備、地盤の崩落防止措置を図るとともに、文化財の所在情報の把握を図った。 ・1月26日を「文化財防災デー」と定め、毎年この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開し、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図っている。</p>	<p>文部科学省</p>
							<p>消防庁</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章「南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」に関する取組

○ 指定行政機関・指定公共機関

令和元年5月の基本計画変更を踏まえた推進計画変更状況

	対象数	変更等を完了した数 ^{※1}	変更率 (令和6年12月末時点)
指定行政機関	25	21	84%
指定公共機関	85 ^{※2}	77	91%

○ 都府県・市町村

令和元年5月の基本計画変更を踏まえた推進計画変更状況

	対象数	変更等を完了した数 ^{※1}	変更率 (令和6年4月1日時点)
都府県	29	29	100%
市町村(推進地域内)	707	648	92%
市町村(特別強化地域 ^{※3} 内)	139	131	94%

市町村の事前避難対象地域^{※4}の指定状況(特別強化地域内)

	対象数	指定等 ^{※5} を完了した数	指定率 (令和6年4月1日時点)
市町村(特別強化地域内)	139	131	94%

※1 推進計画が未作成であった機関や自治体における、令和元年5月の基本計画の変更を踏まえた推進計画の作成を含む。

※2 全106の指定公共機関のうち、推進計画の作成・変更が必要となる指定公共機関の数。

※3 推進地域のうち、特に津波による被害が想定され、津波避難対策を強化する必要がある地域。

※4 後発地震が発生してから避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定め、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には後発地震の発生に備え、事前の避難が必要となる地域。

※5 対象地域に人家が無い、または津波避難タワーの整備等により後発地震発生後の避難でも津波到達までに間に合う等の理由で、事前避難対象地域を指定する必要がないとしている市町村も含む。

南海トラフ地震防災対策推進計画 第6章「南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項」に関する取組

対策計画の作成状況

	施設管理者・運営者等 ^{※6}	作成済みの 施設管理者・運営者等	作成率（令和5年4月1日時点）
市町村（推進地域内）	86,698	70,141	81%
市町村（特別強化地域内）	23,492	18,524	79%

※6 推進地域内において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という）第七条に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、または運営することとなる者（法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定めるものに限る）

【参考】令和元年5月の基本計画変更を踏まえた推進計画変更状況及び事前避難対象地域の指定状況（都府県別）
 （令和6年4月1日時点）

	推進計画の変更状況(推進地域内)			推進計画の変更状況(特別強化地域内)			事前避難対象地域の検討状況(特別強化地域内)			検討の結果、 指定する必要なし
	対象数	変更済	変更率	対象数	変更済	変更率	指定等が完了 (指定済)	指定率	指定済	
茨城県	8	8	100%	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	18	16	89%	3	3	100%	2	67%	1	1
東京都	9	5	56%	8	4	50%	4	50%	4	0
神奈川県	27	25	93%	13	11	85%	13	100%	1	12
山梨県	25	23	92%	-	-	-	-	-	-	-
長野県	34	29	85%	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	39	36	92%	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	35	35	100%	21	21	100%	19	90%	14	5
愛知県	54	54	100%	3	3	100%	3	100%	2	1
三重県	29	28	97%	16	16	100%	16	100%	15	1
滋賀県	19	17	89%	-	-	-	-	-	-	-
京都府	18	15	83%	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	42	38	90%	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	24	22	92%	2	2	100%	2	100%	0	2
奈良県	39	32	82%	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	30	29	97%	19	18	95%	19	100%	14	5
岡山県	14	14	100%	-	-	-	-	-	-	-
広島県	17	17	100%	-	-	-	-	-	-	-
山口県	15	14	93%	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	24	24	100%	8	8	100%	8	100%	4	4
香川県	17	17	100%	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	20	17	85%	5	4	80%	5	100%	4	1
高知県	34	34	100%	19	19	100%	19	100%	18	1
福岡県	6	3	50%	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	10	10	100%	-	-	-	-	-	-	-
大分県	16	15	94%	4	4	100%	4	100%	1	3
宮崎県	26	25	96%	10	10	100%	10	100%	7	3
鹿児島県	42	34	81%	8	8	100%	7	88%	4	3
沖縄県	16	12	75%	-	-	-	-	-	-	-
合計	707	648	92%	139	131	94%	131	94%	89	42

【参考】対策計画の作成状況（都府県別）※7

（令和5年4月1日時点）

	推進地域内の 施設管理者・運営者等	作成済みの 施設管理者・運営者等	作成率	特別強化地域内の 施設管理者・運営者等	作成済みの 施設管理者・運営者等	作成率
茨城県	59	45	76%	-	-	-
千葉県	238	150	63%	147	87	59%
東京都	45	27	60%	45	27	60%
神奈川県	16,861	10,197	60%	499	356	71%
静岡県	3,116	2,435	78%	3,116	2,435	78%
愛知県	6,831	5,519	81%	839	596	71%
三重県	7,367	5,719	78%	5,552	4,288	77%
大阪府	18,018	17,798	99%	-	-	-
兵庫県	2,625	2,268	86%	208	200	96%
和歌山県	2,457	1,729	70%	2,457	1,729	70%
岡山県	2,057	1,463	71%	-	-	-
広島県	8,735	8,097	93%	-	-	-
山口県	1,476	1,285	87%	-	-	-
徳島県	3,323	2,624	79%	3,152	2,492	79%
香川県	2,254	1,599	71%	-	-	-
愛媛県	3,563	2,997	84%	970	904	93%
高知県	2,720	2,353	87%	2,720	2,353	87%
福岡県	3	0	0%	-	-	-
熊本県	78	59	76%	-	-	-
大分県	2,101	1,583	75%	1,456	1,217	84%
宮崎県	2,197	1,725	79%	2,197	1,725	79%
鹿児島県	521	429	82%	134	115	86%
沖縄県	53	40	75%	-	-	-
合計	86,698	70,141	81%	23,492	18,524	79%

※7 推進地域のうち、山梨県、長野県、岐阜県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県は、南海トラフ地震により発生する津波の浸水は想定されていないため、対策計画の浸水は想定されていないため、対策計画の策定義務がある施設管理者・運営者等は存在しない。